

福岡県地球温暖化対策実行計画
(第2次)
別冊

促進区域の設定に関する福岡県基準

目次

第1章 基準の基本的事項

- 1 基準策定の趣旨 1
- 2 基準の位置付け 2
- 3 基準の対象 2
 - (1) 対象となる地域脱炭素化促進施設の種類
 - (2) 原則的な基準及び特例事項の適用除外となる施設

第2章 基準等

- 1 基準等設定の基本的な考え方 3
 - (1) 促進区域に含めることが適切でないと認められる区域
 - (2) 促進区域の設定に当たって考慮を要する環境配慮事項
 - (3) 地域脱炭素化促進事業が想定される箇所に係る例示
 - (4) 地域の脱炭素化のための取組の例示
 - (5) 地域の経済及び社会の持続的発展に資する取組の例示
- 2 太陽光発電に係る基準 5
 - (1) 促進区域に含めることが適切でないと認められる区域
 - (2) 促進区域の設定に当たって考慮を要する環境配慮事項
- 3 風力発電に係る基準 10
 - (1) 促進区域に含めることが適切でないと認められる区域
 - (2) 促進区域の設定に当たって考慮を要する環境配慮事項
- 4 バイオマス発電に係る基準 16
 - (1) 促進区域に含めることが適切でないと認められる区域
 - (2) 促進区域の設定に当たって考慮を要する環境配慮事項
- 5 地域脱炭素化促進事業への活用が想定される箇所に係る例示 . . . 22
 - (1) 太陽光発電
- 6 地域の脱炭素化のための取組の例示 23
- 7 地域の経済及び社会の持続的な発展に資する取組の例示 . . . 23
- 8 留意事項 24

第3章 基準の見直し 24

第1章 基準の基本的事項

1 基準策定の趣旨

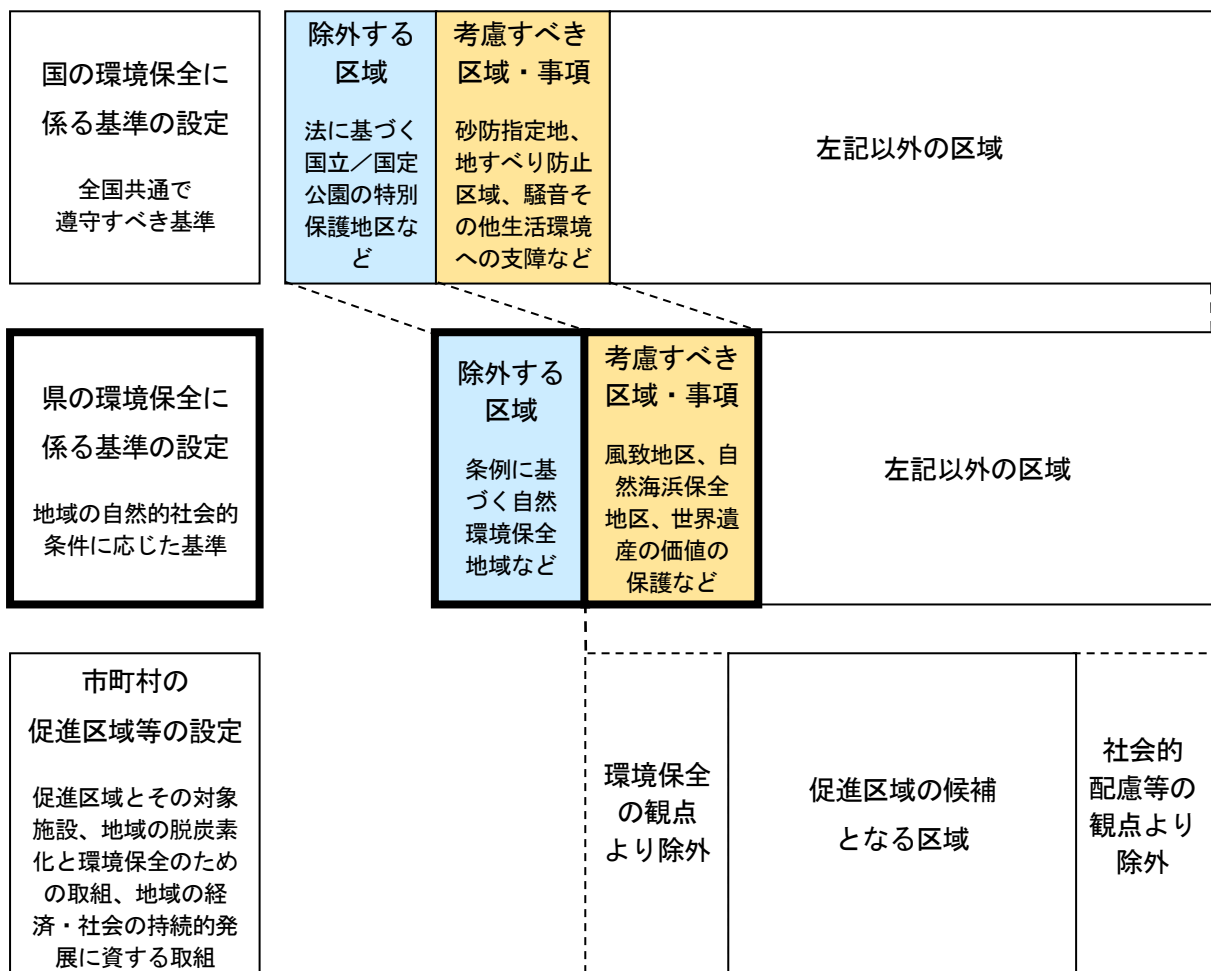
本県では、地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号）第21条第3項に基づく地方公共団体実行計画として、令和4年3月に「福岡県地球温暖化対策実行計画（第2次）」を策定し、地球温暖化対策に取り組んでいます。

国は、2050年カーボンニュートラルに向け、地域の脱炭素化を促進するため、令和4年4月1日に施行された改正法において、地域の再生可能エネルギーを活用した脱炭素化を促進する事業（以下「地域脱炭素化促進事業」という。）を推進するための計画・認定制度を創設しました。

これにより、市町村は、地方公共団体実行計画に、地域脱炭素化促進事業の促進に係る事項として、地域脱炭素化促進事業の対象となる区域（以下「促進区域」という。）等を定めるよう努めることとされ、その設定にあたっては、環境保全に係る国・県の基準を踏まえることとされています。

このため、福岡県地球温暖化対策実行計画（第2次）に掲げる太陽光発電や風力発電など、地域の資源や特性を活かした再生可能エネルギーの最大限の導入を目指し、市町村が環境保全に係る影響を検討し、再生可能エネルギーのポテンシャルの分布状況や設置形態等を考慮して、促進区域を円滑に設定できるよう、促進区域に関する福岡県基準を定めます。

国・県基準と促進区域の関係



2 基準の位置付け

本基準は、地球温暖化対策の推進に関する法律（以下「法」という。）第 21 条第 7 項に規定する都道府県が定める促進区域に関する基準（以下「基準」という。）です。

3 基準の対象

(1) 対象となる地域脱炭素化促進施設の種類の種類

太陽光発電、風力発電、バイオマス発電（バイオマスの専焼に限る）

(2) 原則的な基準及び特例事項の適用除外となる施設（省令第 5 条の 4 第 5 項関係）

建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 2 条第 1 号に規定する建築物の屋根、屋上又は壁面に設置する太陽光発電設備（環境影響評価法施行令（平成 9 年政令第 346 号）別表第 1 の第 2 欄に掲げる要件（発電出力 40,000kW 以上）に該当するものを除く。）

※ただし、国の基準は適用。

※原則的な基準：第 2 章 1 に示す(1)促進区域に含めることが適切でないと思われる区域（除外する区域）又は(2)促進区域の設定に当たって考慮を要する環境配慮事項（考慮すべき区域・事項）

特例事項：環境影響評価法に基づく環境影響評価手続の対象とならない規模であって、都道府県が原則的な基準のうち一部について考慮を要しないと認める事項・区域

原則的な基準及び特例事項の適用除外となる施設：原則的な基準と特例事項を適用しない地域脱炭素化促進施設

<参考：国の基準>

促進区域から除外すべき区域	
原生自然環境保全地域 自然環境保全地域	自然環境保全法
国立/国定公園の特別保護地区・海城公園地区・第 1 種特別地域 (①)	自然公園法
国指定鳥獣保護区の特別保護地区	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律
生息地等保護区の管理地区	絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律

市町村が考慮すべき区域・事項※		
区域	国立公園、国定公園（上表①以外）	自然公園法
	生息地等保護区の監視地区	絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律
	砂防指定地	砂防法
	地すべり防止区域	地すべり等防止法
	急傾斜地崩壊危険区域	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律
	保安林であって環境の保全に関するもの	森林法
事項	国内希少野生動植物種の生息・生育への支障	絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律
	騒音その他生活環境への支障	-

※区域：促進区域に含む場合には、上記区域の指定の目的の達成に支障を及ぼすおそれがないと認められることが必要

事項：促進区域の設定の際に、環境の保全に係る支障を及ぼすおそれがないと認められることが必要

第2章 基準等

1 基準等設定の基本的な考え方

本県の自然的社会的条件に応じた環境の保全への適正な配慮を確保するため、県温対計画に掲げる以下の考え方で、基準となる（１）（２）とともに、市町村での地域脱炭素化促進事業の促進に関する事項の設定において参考となる（３）～（５）を設定します。

- ・太陽光発電や風力発電など、地域の資源や特性を活かした再生可能エネルギーの最大限の導入を目指す。
- ・導入に当たっては、地域と共生した事業実施を図る。

（１）促進区域に含めることが適切でないと認められる区域（除外する区域）

地域の自然的社会的条件に応じた環境の保全への適正な配慮を確保する観点から促進区域に設定することが適切でないと判断する区域

- ・条例等で設定した区域のうち、国基準の「除外すべき区域」と同様の趣旨で設定した区域
- ・災害等により県民の生命・財産に大きな影響が及ぶおそれがある区域
- ・計画等で長期間にわたり、同区域の目的外使用を制限している区域

等、地域脱炭素化促進施設の種類ごとに定める「促進区域に含めることが適切でないと認められる区域」については、特例事項に該当する場合を除き、促進区域に含めることはできません。

（２）促進区域の設定に当たって考慮を要する環境配慮事項（考慮すべき区域・事項）

地域の自然的社会的条件に応じた環境の保全への適正な配慮を確保する観点から市町村が促進区域を定めるに当たって考慮を要する事項とその考え方（「地域の環境の保全のための取組」として位置づける、地域の自然的社会的条件に応じて環境の保全への適正な配慮を確保するための適切な措置を含む。）、その事項を考慮するに当たって収集すべき情報とその収集方法

地域脱炭素化促進施設の種類ごとに定める「促進区域の設定に当たって考慮を要する環境配慮事項」については、「収集すべき情報」とその「収集方法」に基づいて必要な情報を収集し検討を行う必要があります。また、検討の結果を踏まえて促進区域を設定するとともに、促進区域で行われる事業について、環境の保全への適正な配慮を確保するための適切な措置（「適正な配慮のための考え方」に掲げる措置など）が講じられることが確保されるよう、「地域の環境の保全のための取組」に位置付けることも必要です。

（３）地域脱炭素化促進事業が想定される箇所に係る例示

地域の資源や特性を活かした再生可能エネルギーの最大限の導入に向け、地域脱炭素化促進事業の実施が想定される箇所（公共施設や公共遊休地など）を例示

(4) 地域の脱炭素化のための取組の例示

地域の自然的社会的条件に応じて、地域脱炭素化促進施設の整備を通じて得られたエネルギーや利益等を活用し、市町村内での温室効果ガスの排出削減等に貢献する取組を例示

(5) 地域の経済及び社会の持続的発展に資する取組の例示

地域脱炭素化促進事業と併せて実施すべき、地域の経済活性化や地域課題の解決に貢献する取組を例示

2 太陽光発電に係る基準

(1) 促進区域に含めることが適切でないと認められる区域

環境配慮事項	区域名	根拠法令
土地の安定性への影響	砂防指定地	砂防法
	地すべり防止区域	地すべり等防止法
	急傾斜地崩壊危険区域	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律
	ぼた山崩壊防止区域	地すべり等防止法
	・土砂災害特別警戒区域 ・土砂災害警戒区域	土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律
	土砂災害危険箇所	国土交通省通達
	河川区域	河川法
	災害危険区域	建築基準法第 39 条、福岡県建築基準法施行条例第 3 条、4 条
動物の重要な種及び注目すべき生息地への影響	・保安林 ・保安林予定森林等	森林法
	ラムサール条約湿地	特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約
	・国指定鳥獣保護区（特別保護地区） ・県指定鳥獣保護区（特別保護地区）	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律
	生息地等保護区（管理地区）	絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律
植物の重要な種及び重要な群落への影響	生息地等保護区（管理地区）【再掲】	福岡県希少野生動植物種の保護に関する条例
	生息地等保護区（管理地区）【再掲】	絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律
地域を特徴づける生態系への影響	・原生自然環境保全地域 ・自然環境保全地域（特別地区）	自然環境保全法
	県自然環境保全地域（特別地区）	福岡県環境保全に関する条例
主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観への影響	国立/国定公園（特別保護地区、海城公園地区、第 1 種特別地域）	自然公園法
	県立自然公園（特別保護地区、第 1 種特別地域）	福岡県立自然公園条例
	歴史的風致維持向上計画で定める重点区域	地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律
その他福岡県が必要と判断するもの	農用地区域内の土地※	農業振興地域の整備に関する法律
	・甲種農地※ ・第 1 種農地※	農地法

○特例事項（省令第 5 条の 4 第 3 項関係）

※ 営農型太陽光発電など、農地法に基づき、立地基準や一般基準を満たすことが確実な場合など、営農に支障がないと判断される場合

(2) 促進区域の設定に当たって考慮を要する環境配慮事項

環境配慮事項	促進区域の設定に当たって収集すべき情報及びその収集方法		市町村が促進区域を設定するに当たっての考え方	市町村が事業計画の認定を行うに当たっての考え方 <small>市町村が促進区域の設定に当たって「地域の環境の保全のための取組」として位置付ける、地域の自然的社会的条件に応じて環境の保全への適正な配慮を確保するための適切な措置</small>
	収集すべき情報	収集方法		
騒音による影響	<ul style="list-style-type: none"> 環境保全の配慮が特に必要な施設(学校、病院、福祉施設等)の分布状況 ・住居がまとまって存在する地域の分布状況 ・用途地域のうち住居専用地域 ・騒音に係る環境基準の類型指定地域 ・環境基準の達成状況 	<ul style="list-style-type: none"> 環境アセスメントデータベース(EADAS)(https://www2.env.go.jp/eiadb/eiadb/) ・「国土数値情報(学校)」「(国土交通省)」「(国土数値情報(医療機関))」「(国土交通省)」「(国土数値情報(福祉施設))」「(国土交通省)」 ・地形図、国土基本図、土地条件図 国土地理院(https://maps.gsi.go.jp/) ・市町の都市計画部に確認 ・環境アセスメントデータベース(EADAS)(https://www2.env.go.jp/eiadb/eiadb/) ・各市町村環境部局 ・福岡県HP「公害関係測定結果」(https://www.pref.fukuoka.lg.jp/gyoseishiryo/) 	<ul style="list-style-type: none"> ・現況や基準の確認、防音対策など、事業計画の認定時に求められる「地域の環境の保全のための取組」を踏まえた上で、促進区域を設定すること。 	<ul style="list-style-type: none"> ・環境配慮が特に必要な施設(学校、病院、福祉施設等)や住宅と太陽光発電施設までの距離については、施設の規模・性能、設置数等の事業特性や、地形、気象条件等の地域特性に応じて十分な離隔距離を設けること。 ・騒音による影響が懸念される場合には、パワーコンディショナへの囲いや、環境配慮が特に必要な施設との境界に壁等を設置するなど十分な防音対策を講ずること。 ・特に住居専用地域は、良好な住環境を守るための地域として設定されていることを踏まえ、騒音による生活環境への影響の回避・低減に特に留意すること。 ・環境基準の未達成地域、規制基準等を超過している地域等、環境が悪化し又はそのおそれがある地域の有無について確認すること。
水の濁りによる影響	<ul style="list-style-type: none"> ・取水施設の状況(上水道、工業用水、農業用水等) ・漁業権の設定状況 ・保護水面の指定状況 ・湖沼・ため池等の位置と規模、貯水量 ・河川・湖沼・海域に係る水質の環境基準の類型指定地域 ・環境基準の達成状況 	<ul style="list-style-type: none"> 環境アセスメントデータベース(EADAS)(https://www2.env.go.jp/eiadb/eiadb/) ・福岡県漁業管理課(海面)、水産振興課(内水面)に確認 ・福岡県水産振興課に確認 環境アセスメントデータベース(EADAS)(https://www2.env.go.jp/eiadb/eiadb/) ・ため池データベース ・福岡県HP「公害関係測定結果」(https://www.pref.fukuoka.lg.jp/gyoseishiryo/) 	<ul style="list-style-type: none"> ・現況や基準、下流側における取水施設の存在の確認など、事業計画の認定時に求められる「地域の環境の保全のための取組」を踏まえた上で、促進区域を設定すること。 	<ul style="list-style-type: none"> ・降雨時に事業区域外へ濁水が流出することのないよう、適切な排水計画を採用すること。 ・洗掘や雨裂による土砂流出・濁水の発生を防止するため、法面保護工を行うなど、土砂流出・濁水発生防止策を講ずること。 ・特に排水先下流で漁業が行われている場合や飲用水等としての利水がある場合は対策を徹底すること。 ・水のかん養機能等に留意した造成計画を検討すること。 ・環境基準の未達成地域等、環境が悪化し又はそのおそれがある地域の有無について確認すること。(対象：浮遊粒子状物質(SS))
重要な地形及び地質への影響	<ul style="list-style-type: none"> ・注目すべき地質・地形の存在 ・自然環境保全地域(特別地区) ・県自然環境保全地域(特別地区) ・国・県が指定する地形、地質に関する天然記念物の存在 	<ul style="list-style-type: none"> 環境アセスメントデータベース(EADAS)(https://www2.env.go.jp/eiadb/eiadb/) ・地形図、国土基本図、土地条件図 国土地理院(https://maps.gsi.go.jp/) ・自然環境保全基礎調査 ・日本の地形レドデータブック第1、2集(日本の地形レドデータブック作成委員会) ・産業技術総合研究所HP「地質図Navi」 ・産業技術総合研究所HP「地質図幅」 環境アセスメントデータベース(EADAS)(https://www2.env.go.jp/eiadb/eiadb/) ・福岡県HP「福岡県の自然公園」(https://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/naturalpark01.html#03-00) ・福岡県教育庁HP「福岡県の文化財」(https://www.fukuoka-bunkazai.jp/frnDefault.aspx) 	<ul style="list-style-type: none"> ・学術上高い価値を有する地形、地質の存在の確認や保全など、事業計画の認定時に求められる「地域の環境の保全のための取組」を踏まえた上で、促進区域を設定すること。 	<ul style="list-style-type: none"> ・事業区域内に注目すべき地形・地質のうち極めて価値のあるものがある場合は、その周辺環境も保全し、周囲と一体的に残存させるよう事業を行うこと。 ・自然環境保全地域(特別地区)の周囲1kmの範囲については、原則として当該地の改変を避けた事業計画とすること。 ・県自然環境保全地域(特別地区)の周囲1kmの範囲については、原則として当該地の改変を避けた事業計画とすること。 ・国、県が指定する地形、地質に関する天然記念物が存在する場合は、事業区域に含めないようにすること。
土地の安定性への影響	<ul style="list-style-type: none"> ・砂防指定地 ・地すべり防止区域 ・急傾斜地崩壊危険区域 ・土砂災害警戒区域 ・土砂災害特別警戒区域 ・土砂災害危険箇所 ・地域森林計画対象森林 ・山地災害危険地区 	<ul style="list-style-type: none"> 環境アセスメントデータベース(EADAS)(https://www2.env.go.jp/eiadb/eiadb/) ・福岡県砂防課HP(https://sogo-bousai.pref.fukuoka.lg.jp/sabo/) 環境アセスメントデータベース(EADAS)(https://www2.env.go.jp/eiadb/eiadb/) ・福岡県砂防課HP(https://sogo-bousai.pref.fukuoka.lg.jp/sabo/) 環境アセスメントデータベース(EADAS)(https://www2.env.go.jp/eiadb/eiadb/) ・福岡県砂防課HP(https://sogo-bousai.pref.fukuoka.lg.jp/sabo/) 環境アセスメントデータベース(EADAS)(https://www2.env.go.jp/eiadb/eiadb/) ・福岡県砂防課HP(https://sogo-bousai.pref.fukuoka.lg.jp/sabo/) 環境アセスメントデータベース(EADAS)(https://www2.env.go.jp/eiadb/eiadb/) ・福岡県砂防課HP(https://sogo-bousai.pref.fukuoka.lg.jp/sabo/) ・福岡県農山漁村振興課に確認 ・(福岡県HP)ふくおか森林オープンデータ(https://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/forest-opendata.html) ・(福岡県HP)林地開発許可制度について(https://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/rinti-kaihatu.html) ・福岡県農山村森林整備課に確認 ・(福岡県HP)福岡県の山地災害危険地区について(https://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/sanchi-map.html) 	<ul style="list-style-type: none"> ・土地の現況や災害履歴、災害防止策の実施など、事業計画の認定時に求められる「地域の環境の保全のための取組」を踏まえた上で、促進区域を設定すること。 	<ul style="list-style-type: none"> ・砂防指定地の上流・周辺域において事業を予定する場合には、土砂災害の発生を誘発・助長するおそれがあるため、調査の上、事業区域、事業内容及び適切な災害防止策を検討すること。 ・地すべり防止区域の上流・周辺域において事業を予定する場合には、土砂災害の発生を誘発・助長するおそれがあるため、調査の上、事業区域、事業内容及び適切な災害防止策を検討すること。 ・急傾斜地崩壊危険区域の上流・周辺域において事業を予定する場合には、土砂災害の発生を誘発・助長するおそれがあるため、調査の上、事業区域、事業内容及び適切な災害防止策を検討すること。 ・土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の上流・周辺域において事業を予定する場合には、土砂災害の発生を誘発・助長するおそれがあるため、調査の上、事業区域、事業内容及び適切な災害防止策を検討すること。 ・土砂災害危険箇所の上流・周辺域において事業を予定する場合には、土砂災害の発生を誘発・助長するおそれがあるため、調査の上、事業区域、事業内容及び適切な災害防止策を検討すること。 ・特に人家など集落の上流・周辺域の森林では、森林法の開発基準や配慮事項に基づき、森林の保全に支障を及ぼすおそれがないようにすること。 ・山地災害危険地区内及び上流・周辺域において事業を予定する場合には、山地災害の発生を誘発・助長するおそれがあるため、調査の上、事業区域、事業内容及び適切な災害防止策を検討すること。

環境配慮事項	促進区域の設定に当たって収集すべき情報及びその収集方法		市町村が促進区域を設定するに当たっての考え方	市町村が事業計画の認定を行うに当たっての考え方 市町村が促進区域の設定に当たって「地域の環境の保全のための取組」として位置付ける。地域の自然的社会的条件に応じて環境の保全への適正な配慮を確保するための適切な措置
	収集すべき情報	収集方法		
土地の安定性への影響	・宅地造成工事規制区域(以下、法改正後) ・宅地造成等工事規制区域 ・特定盛土等規制区域 ・造成宅地防災区域	・福岡県都市計画課、政令指定都市、中核市の開発部局に確認	・土地の現況や災害履歴、災害防止策の実施など、事業計画の認定時に求められる「地域の環境の保全のための取組」を踏まえた上で、促進区域を設定すること。	・事業区域が宅地造成工事規制区域である場合には、敷地造成に伴い災害が生ずるおそれがあるため、法の技術的基準に基づき、土地の安定性に支障を及ぼすおそれがないようにすること。
	・河川保全区域	・河川管理者へ確認		・河岸又は河川管理施設の保全上の支障の有無について、調査を行い、当該河岸又は河川管理施設の保全上の支障を生じる恐れがないようにすること。
	・土地の災害履歴	・国土交通省土地保全図(災害履歴図)(https://nftp.mlit.go.jp/kokjo/tochimizu/F5/MAP/540003.jpg) ・市町村の防災担当部署へ確認		・事業区域内及びその周辺において、降雨などによる地すべり、崩壊、土石流等の災害が過去にあった場合には、その土地の特性を十分に認識するとともに、土地の安定性について適切に必要な調査を行い、事業実施に伴い再度災害を誘発させないように、適切な整備を行うこと。
	・斜面、高低差の状況	・環境アセスメントデータベース(EADAS)(https://www2.env.go.jp/eiadb/eidbds/) ・地形図、国土基本図、土地条件図(国土地理院(https://maps.gsi.go.jp/))		・斜面30度以上の斜面には、発電設備を設置しないこと。 ・事業区域に斜面30度以上の急傾斜地及びそれに隣接する土地が含まれる場合には、急傾斜地の崩壊が助長・誘発されることがないように、適切な防止策を講じること。
	・防災重点農業用ため池	・ため池データベース ・農業用ため池のハザードマップ		・防災重点農業用ため池及びその決壊の影響する範囲を避けた事業計画とすること。 ・防災重点農業用ため池以外のため池において太陽光発電設備を設置する際は、アンカー等の支持物が所要の安定性を満足する(流木等の流入も考慮に入れて)よう必要な措置を講じること。
反射光による影響	・環境保全の配慮が特に必要な施設(学校、病院、福祉施設等)の分布状況	・環境アセスメントデータベース(EADAS)(https://www2.env.go.jp/eiadb/eidbds/) ・「国土数値情報(学校)」「(国土交通省)」「国土数値情報(医療機関)」「(国土交通省)」「国土数値情報(福祉施設)」「(国土交通省)」	・住宅や交通網の確認など、事業計画の認定時に求められる「地域の環境の保全のための取組」を踏まえた上で、促進区域を設定すること。	・事業地の周囲に植栽を施すこと、太陽光の反射を抑えた仕様のパネルを採用すること、又はアレイの配置若しくは向きを調整することなど、環境配慮が特に必要な施設や住宅の窓に反射光が差し込まないよう措置を講じること。 ・特に住居専用地域は、良好な住環境を守るための地域として設定されていることを踏まえ、反射光による生活環境への影響の回避・低減に特に留意すること。
	・住居がまとまって存在する地域の分布状況	・地形図、国土基本図、土地条件図(国土地理院(https://maps.gsi.go.jp/))		・事業区域の周辺に主要な高速道路や鉄道、空港等の施設がある場合には、太陽光パネルの反射光による運転者への影響等をシミュレーション等により確認すること。確認の結果、反射光の影響が懸念される場合には、上記の環境配慮施設等と同様に、必要な対策を講じること。
	・用途地域のうち住居専用地域	・市町の都市計画部局に確認 ・環境アセスメントデータベース(EADAS)(https://www2.env.go.jp/eiadb/eidbds/)		・ラムサール条約湿地の周囲1kmの範囲については、原則として事業区域に含めないようにすること。また、この範囲の周囲においては、鳥獣の生息の状況に著しく影響を及ぼすおそれのないよう配慮すること。
	・交通網・交通機関の状況	・環境アセスメントデータベース(EADAS)(https://www2.env.go.jp/eiadb/eidbds/) ・大阪航空局福岡空港事務所(福岡空港) ・大阪航空局北九州空港事務所(北九州空港)		・左記の福岡県保健環境研究所HP「福岡県希少野生生物分布情報」(http://www.fihes.pref.fukuoka.jp/~kankyouseibutsu/gis/gis.html)で、希少動物の生息が確認されているとされるメッシュ(約1km四方の区域)において事業を計画する場合は、既存文献のほか、地域住民や専門家等から、当該区域における希少動物種の生息状況について聴取等するよう努めること。 ・また、聴取等した結果、特定の希少動物種の繁殖や重要な生息地の存在が明らかな範囲がある場合は、「収集すべき情報」欄に「★」を付した種にあっては原則として当該範囲を事業区域に含めないようにすることとし、同欄に「●」を付した種(★に該当する種を除く)にあっては当該範囲を事業区域に含めないよう努めること。 ・事業区域設定後に、当該希少動物種の繁殖や重要な生息地の存在が事業区域内で判明した場合は、当該生息地及び生息に必要な環境における土地の変更の回避・低減を検討すること。また、検討の結果、事業の実施上、当該生息地及び生息に必要な環境における土地の変更が避けられない場合は、必要に応じて代償措置を検討すること。なお、代償措置を講じる場合は、回避又は低減が困難である理由を整理した上で、損なわれる環境と創出される環境について比較検討すること。
動物の重要な種及び注目すべき生息地への影響	・ラムサール条約湿地	・環境省HP「日本の条約湿地」(https://www.env.go.jp/nature/ramsar/conv/RamsarSites_in_Japan.html) ・環境アセスメントデータベース(EADAS)(https://www2.env.go.jp/eiadb/eidbds/)	・希少な動物の分布や重要な生息地の確認など、事業計画の認定時に求められる「地域の環境の保全のための取組」を踏まえた上で、促進区域を設定すること。	・ラムサール条約湿地の周囲1kmの範囲については、原則として事業区域に含めないようにすること。また、この範囲の周囲においては、鳥獣の生息の状況に著しく影響を及ぼすおそれのないよう配慮すること。
	・国指定鳥獣保護区(特別保護地区を除く。)	・福岡県HP「福岡県鳥獣保護区等位置図」(https://www.pref.fukuoka.lg.jp/gyosei-shiryo/tyoujuyuhogokoutou.html) ・環境アセスメントデータベース(EADAS)(https://www2.env.go.jp/eiadb/eidbds/)		・国指定鳥獣保護区、県指定鳥獣保護区及びそれらのそれぞれ周囲1kmの範囲内(特別保護地区を除く。))については、原則として事業区域に含めないようにすること。また、この範囲の周囲においては、鳥獣の生息の状況に著しく影響を及ぼすおそれのないよう配慮すること。
	・県指定鳥獣保護区(特別保護地区を除く。)	・環境アセスメントデータベース(EADAS)(https://www2.env.go.jp/eiadb/eidbds/)		・生息地等保護区及びその周囲1km(管理地区を除く)については、原則として事業区域に含めないようにすること。
	・生息地等保護区(管理地区を除く)	・環境省HP「生息地等保護区一覧」(https://www.env.go.jp/nature/kisho/hogoku/list.html) ・環境アセスメントデータベース(EADAS)(https://www2.env.go.jp/eiadb/eidbds/)		・左記の福岡県保健環境研究所HP「福岡県希少野生生物分布情報」(http://www.fihes.pref.fukuoka.jp/~kankyouseibutsu/gis/gis.html)で、希少動物の生息が確認されているとされるメッシュ(約1km四方の区域)において事業を計画する場合は、既存文献のほか、地域住民や専門家等から、当該区域における希少動物種の生息状況について聴取等するよう努めること。 ・また、聴取等した結果、特定の希少動物種の繁殖や重要な生息地の存在が明らかな範囲がある場合は、「収集すべき情報」欄に「★」を付した種にあっては原則として当該範囲を事業区域に含めないようにすることとし、同欄に「●」を付した種(★に該当する種を除く)にあっては当該範囲を事業区域に含めないよう努めること。 ・事業区域設定後に、当該希少動物種の繁殖や重要な生息地の存在が事業区域内で判明した場合は、当該生息地及び生息に必要な環境における土地の変更の回避・低減を検討すること。また、検討の結果、事業の実施上、当該生息地及び生息に必要な環境における土地の変更が避けられない場合は、必要に応じて代償措置を検討すること。なお、代償措置を講じる場合は、回避又は低減が困難である理由を整理した上で、損なわれる環境と創出される環境について比較検討すること。
	★国内希少野生動物種の生息・生育状況	・環境省HP「国内希少野生動物種一覧」(http://www.env.go.jp/nature/kisho/domestic/list.html)		・重要野鳥生息地(IBA)については、原則として事業区域に含めないようにすること。また、この範囲の周囲においては、鳥獣の生息の状況に著しく影響を及ぼすおそれのないよう配慮すること。
	★指定希少野生動物種の生息・生育状況	・福岡県HP「福岡県の希少野生生物」(https://biodiversity.pref.fukuoka.lg.jp/rdb/)		
	★国・県が指定する動物に関する天然記念物	・福岡県教育庁HP「福岡県の文化財」(https://www.fukuoka-bunkazai.jp/frnDefault.aspx)		
	●環境省レッドリスト ●福岡県レッドリスト	・環境省レッドリスト ・環境省レッドデータブック ・福岡県レッドリスト ・福岡県レッドデータブック		
	●地域の希少な動物種の生息状況	・福岡県保健環境研究所HP「福岡県希少野生生物分布情報」(http://www.fihes.pref.fukuoka.jp/~kankyouseibutsu/gis/gis.html) ・国土交通省「河川水辺の国勢調査の生物調査結果」 ・環境省「自然環境保全基礎調査結果」 ・学術調査、学術論文		
	・重要野鳥生息地	・日本野鳥の会HP(https://www.wbsj.org/activity/conservation/habitat-conservation/iba/)		

環境配慮事項	促進区域の設定に当たって収集すべき情報及びその収集方法		市町村が促進区域を設定するに当たっての考え方	市町村が事業計画の認定を行うに当たっての考え方 <small>市町村が促進区域の設定に当たって「地域の環境の保全のための取組」として位置付ける。地域の自然的社会的条件に応じて環境の保全への適正な配慮を確保するための適切な措置</small>
	収集すべき情報	収集方法		
植物の重要な種及び重要な群落への影響	・生息地等保護区(管理地区を除く)【再掲】	・環境省HP「生息地等保護区一覧」 (https://www.env.go.jp/nature/kisho/hogoku/list.html) ・環境アセスメントデータベース(EADAS) (https://www2.env.go.jp/eiadb/eidbds/)	・市町村が促進区域を設定するに当たっての考え方	・生息地等保護区及びその周囲1km(管理地区を除く)については、原則として事業区域に含めないようにすること。 ・左記の福岡県保健環境研究所HP「福岡県希少野生生物分布情報」(http://www.fihes.pref.fukuoka.jp/~kankyouseibutsu/gis/gis.html)で、希少植物の生育が確認されているとされるメッシュ(約1km四方の区域)において事業を計画する場合は、既存文献のほか、地域住民や専門家等から、当該区域における希少植物種の生育状況について聴取等するよう努めること。 ・また、聴取等した結果、特定の希少植物種の群落や重要な生育地の存在が明らかな範囲がある場合は、「収集すべき情報」欄に「★」を付した種にあっては原則として当該範囲を事業区域に含めないようにすることとし、同欄に「●」を付した種(★に該当する種を除く)にあっては当該範囲を事業区域に含めないよう努めること。 ・事業区域設定後に、当該希少植物種の群落や重要な生育地の存在が事業区域内で判明した場合は、当該生育地及び生育に必要な環境における土地の改変の回避・低減を検討すること。また、検討の結果、事業の実施上、当該生育地及び生育に必要な環境における土地の改変が避けられない場合は、必要に応じて代償措置を検討すること。なお、代償措置を講じる場合は、回避又は低減が困難である理由を整理した上で、損なわれる環境と創出される環境について比較検討すること。
	★国内希少野生動物種の生息・生育状況【再掲】	・環境省HP「国内希少野生動物種一覧」 (http://www.env.go.jp/nature/kisho/domestic/list.html)		
	★指定希少野生動物種の生息・生育状況【再掲】	・福岡県HP「福岡県の希少野生生物」 (https://biodiversity.pref.fukuoka.lg.jp/rdb/)		
	★国・県が指定する植物に関する天然記念物	・福岡県教育庁HP「福岡県の文化財」 (https://www.fukuoka-bunkazai.jp/frmDefault.aspx)		
	●環境省レッドリスト ●福岡県レッドリスト	・環境省レッドリスト ・環境省レッドデータベース ・福岡県レッドリスト ・福岡県レッドデータベース		
	●地域の希少な植物種の生育状況	・福岡県保健環境研究所HP「福岡県希少野生生物分布情報」 (http://www.fihes.pref.fukuoka.jp/~kankyouseibutsu/gis/gis.html) ・環境省「自然環境保全基礎調査結果」 ・学術調査、学術論文		
	・植生自然度の高い区域 ・特定植物群落 ・巨樹、巨木林	・環境アセスメントデータベース(EADAS) (https://www2.env.go.jp/eiadb/eidbds/) ・自然環境保全基礎調査		
地域を特徴づける生態系への影響	・自然環境保全地域(特別地区)	・環境アセスメントデータベース(EADAS) (https://www2.env.go.jp/eiadb/eidbds/) ・福岡県HP「福岡県の自然公園」 (https://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/naturaiPark01.html#03-00)	・当該区域を促進区域に設定する場合は、その設定に当たり、事業計画の認定時に求められる「地域の環境の保全のための取組」を踏まえた上で、促進区域を設定すること。	・自然環境保全地域(特別地区)の周囲1kmの範囲については、原則として当該地の改変を避けた事業計画とすること。 ・県自然環境保全地域(特別地区)の周囲1kmの範囲については、原則として当該地の改変を避けた事業計画とすること。 ・原則として当該地の改変を避けた事業計画とすること。 ・原則として当該地の改変を避けた事業計画とすること。 ・原則として当該地の改変を避けた事業計画とすること。
	・県自然環境保全地域(特別地区)			
	・重要里地 ・重要湿地 ・生物多様性重要地域	・環境アセスメントデータベース(EADAS) (https://www2.env.go.jp/eiadb/eidbds/)		
	・自然再生事業の対象となる区域	・環境アセスメントデータベース(EADAS) (https://www2.env.go.jp/eiadb/eidbds/)		
	・保護林 ・緑の回廊	・環境アセスメントデータベース(EADAS) (https://www2.env.go.jp/eiadb/eidbds/) ・九州森林管理局		
	・国立/国定公園(特別保護地区、海域公園地区、第1種特別地域以外の地区)	・環境アセスメントデータベース(EADAS) (https://www2.env.go.jp/eiadb/eidbds/) ・福岡県HP「福岡県の自然公園」 (https://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/naturaiPark01.html)		
主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観への影響	・国立/国定公園、県立自然公園の利用施設に位置づけられている眺望点 ・九州自然歩道	・環境アセスメントデータベース(EADAS) (https://www2.env.go.jp/eiadb/eidbds/) ・地方環境事務所 ・福岡県HP「九州自然歩道福岡県内コースマップ」 (https://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/kyuzuhusizenhodo-map.html)	・当該区域を促進区域に設定する場合は、その設定に当たり、事業計画の認定時に求められる「地域の環境の保全のための取組」を踏まえた上で、促進区域を設定すること。	・国立/国定公園及びその周囲1kmの範囲(特別保護地区、海域公園地区、第1種特別地域の地区を除く)においては、主要な展望地から展望する場合の著しい妨げにならず、また、山稜線を分断する等眺望の対象に著しい支障を及ぼすものでないこと、かつ、色彩及び形態がその周辺の風致又は景観と著しく不調和でないこと。 ・県立自然公園及びその周囲1kmの範囲(特別保護地区、海域公園地区、第1種特別地域の地区を除く)においては、主要な展望地から展望する場合の著しい妨げにならず、また、山稜線を分断する等眺望の対象に著しい支障を及ぼすものでないこと、かつ、色彩及び形態がその周辺の風致又は景観と著しく不調和でないこと。 ・事業の実施に先立ち、必要に応じて調査を行い、必要な措置を講じること。
	・風致地区	・福岡県HP「都市計画法開発許可制度」 (https://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/kaihatu1.html) ・各市町村HP		
	・景観計画の対象区域	・福岡県都市計画課に確認 ・市町村が策定している景観計画については、各市町村に確認 ・福岡県HP「景観、美しいまちづくり」 (https://www.pref.fukuoka.lg.jp/life/2/49/220/)		
	・緑地保全地域 ・特別緑地保全地区	・福岡県HP「都市計画法開発許可制度」 (https://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/kaihatu1.html) ・各市町村HP		
	・伝統的建造物群保存地区 ・重要文化的景観 ・史跡・名勝・天然記念物指定地	・市町村の文化財行政担当部署へ確認		

環境配慮事項	促進区域の設定に当たって収集すべき情報及びその収集方法		市町村が促進区域を設定するに当たっての考え方	市町村が事業計画の認定を行うに当たっての考え方		
	収集すべき情報	収集方法				
主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観への影響	・世界遺産	<ul style="list-style-type: none"> ・福岡県文化振興課九州国立博物館・世界遺産室へ確認 ・「神宿る島」宗像・沖ノ島と関連遺産群保存活用協議会HP「守り伝えるための各種計画」 (https://www.okinoshima-heritage.jp/protects/plan) ・宗像市HP「宗像市景観計画」 (https://www.city.munakata.lg.jp/w028/040/040/060/400/20150316170159.html) ・福津市HP「福津市景観計画」 (https://www.city.fukutsu.lg.jp/soshiki/toshi_kanri/kaihatsu_kenchiku/2/1/1/1988.html) ・産業遺産国民会議HP「管理保全の一般方針及び戦略的枠組み」 (http://www.japansmeijiindustrialrevolution.com/conservation/framework.html) ・北九州市HP「北九州市景観計画」 (https://www.city.kitakyushu.lg.jp/ken-to/30100084.html) ・大牟田市HP「大牟田市景観計画」 (https://www.city.omuta.lg.jp/hpKjji/pub/detail.aspx?c_id=5&id=542&class_set_id=1&class_id=82) ・中間市HP「中間市景観計画」 (https://www.city.nakama.lg.jp/gyose/zaiseikai/kaku/keikan/keikan.html) 	<ul style="list-style-type: none"> ・当該区域を促進区域に設定する場合は、その設定に当たり、事業計画の認定時に求められる「地域の環境の保全のための取組」を踏まえた上で、促進区域を設定すること。 	<p>市町村が促進区域の設定に当たって「地域の環境の保全のための取組」として位置付ける。地域の自然的社会的条件に応じて環境の保全への適正な配慮を確保するための適切な措置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・世界遺産（世界文化遺産／世界自然遺産）のみならず、その資産範囲周辺に設定される緩衝地帯及びその近傍であっても、事業によって世界遺産に何らかの影響を及ぼすことがないよう、事業の計画段階において、関係自治体と協議を行うこと。 		
	・眺望点、眺望景観	<ul style="list-style-type: none"> ・環境アセスメントデータベース(EADAS) (https://www2.env.go.jp/eiadb/ebidbs/) ・福岡県観光情報公式サイト「クロスロードふくおか」 (https://www.crossroadfukuoka.jp/) ・観光便覧、観光パンフレット 			<ul style="list-style-type: none"> ・眺望点や眺望景観を含む場合には、眺望点や眺望景観に配慮した事業計画とすること。 	
主要な人と自然との触れ合いの活動の場への影響	・自然海浜保全地区	<ul style="list-style-type: none"> ・福岡県HP「福岡県の自然公園」 (https://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/naturlpark01.html#03-00) 	<ul style="list-style-type: none"> ・当該区域を促進区域に設定する場合は、その設定に当たり、事業計画の認定時に求められる「地域の環境の保全のための取組」を踏まえた上で、促進区域を設定すること。 	<ul style="list-style-type: none"> ・自然海浜保全地区及びその周囲1kmの範囲内の改変を避けた、又は改変面積をできる限り小さくした事業計画とすること。 		
	・九州自然歩道	<ul style="list-style-type: none"> ・福岡県HP「九州自然歩道福岡県内コースマップ」 (https://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/kyushuzenzenhodo-map.html) 			<ul style="list-style-type: none"> ・当該歩道の改変を避けた、又は改変面積をできる限り小さくした事業計画とすること。 	
	・キャンプ場、海水浴場、釣り場、潮干狩り場、散策路・登山道等の自然との触れ合いの活動の場の状況	<ul style="list-style-type: none"> ・環境アセスメントデータベース(EADAS) (https://www2.env.go.jp/eiadb/ebidbs/) ・福岡県観光情報公式サイト「クロスロードふくおか」 (https://www.crossroadfukuoka.jp/) ・観光便覧、観光パンフレット 			<ul style="list-style-type: none"> ・事業区域内に人と自然との触れ合いの活動の場が含まれる場合は、その改変面積をできるだけ小さくすること。 	
その他福岡県が必要と判断するもの	・都市計画法に基づく地区計画の区域	<ul style="list-style-type: none"> ・市町の都市計画部に確認 ・環境アセスメントデータベース(EADAS) (https://www2.env.go.jp/eiadb/ebidbs/) ・福岡県環境保全課に確認 	<ul style="list-style-type: none"> ・当該区域を促進区域に設定する場合は、その設定に当たり、事業計画の認定時に求められる「地域の環境の保全のための取組」を踏まえた上で、促進区域を設定すること。 	<ul style="list-style-type: none"> ・事業区域が地区計画の区域内である場合には、地区計画で定められた目標・方針及び地区整備計画に従い、事業実施に当たって適切な配慮を行うこと。 		
	・土壌汚染対策法に基づく要措置区域、形質変更時要届出区域	<ul style="list-style-type: none"> ・福岡県HP「要措置区域及び形質変更時要届出区域の指定状況」 (https://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/dojo-kuiki.html) 		<ul style="list-style-type: none"> ・要措置区域内で事業を行う場合には、土壌汚染対策法第9条各号に該当するか確認をし、該当しない場合には土地の形質の変更を伴う工事は行わないこと。 		
	・廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく指定区域	<ul style="list-style-type: none"> ・福岡県廃棄物対策課に確認 		<ul style="list-style-type: none"> ・廃棄物最終処分場跡地において、掘削等土地の形質の変更に伴う生活環境保全上の支障(廃棄物の飛散・流出、ガスの発生公共の水域又は地下水への汚染等)が生ずることがないよう事業実施に当たって適切な配慮を行うこと。 		
	・洪水浸水想定区域	<ul style="list-style-type: none"> ・環境アセスメントデータベース(EADAS) (https://www2.env.go.jp/eiadb/ebidbs/) ・国土交通省洪水浸水想定区域図・洪水ハザードマップ (https://www.mlit.go.jp/river/bousai/main/saigai/tisiki/syozaitei/) ・各市町村の作成するハザードマップ 		<ul style="list-style-type: none"> ・当該区域を促進区域に設定する場合は、その設定に当たり、事業計画の認定時に求められる「地域の環境の保全のための取組」を踏まえた上で、促進区域を設定すること。 	<ul style="list-style-type: none"> ・設備の設置場所に浸水が想定される区域が含まれる場合には、感電事故防止のため、パワーコンディショナや集電箱などの機器を、敷地内で想定される浸水深より高い位置に設置するなど、浸水リスクの回避を検討すること。 	
	・雨水出水浸水想定区域					<ul style="list-style-type: none"> ・事業区域が港湾区域または港湾隣接地域である場合には、港湾の開発、利用又は保全に著しく支障を及ぼすおそれがないようにすること。 ・事業区域が海岸保全区域である場合には、津波、高潮、波浪、その他海水または地盤の変動による被害から海岸を防護する海岸保全施設に支障を及ぼすおそれがないようにすること。
	・高潮浸水想定区域					
	・津波災害警戒区域	<ul style="list-style-type: none"> ・福岡県港湾課に確認 		<ul style="list-style-type: none"> ・事業区域が港湾区域または港湾隣接地域である場合には、港湾の開発、利用又は保全に著しく支障を及ぼすおそれがないようにすること。 ・事業区域が海岸保全区域である場合には、津波、高潮、波浪、その他海水または地盤の変動による被害から海岸を防護する海岸保全施設に支障を及ぼすおそれがないようにすること。 		
	・海岸保全区域	<ul style="list-style-type: none"> ・福岡県港湾課に確認 		<ul style="list-style-type: none"> ・周知の埋蔵文化財包蔵地における届出又は通知の対象行為への該当の有無等について、事業の計画段階において関係市町村と協議を行うこと。 ・事業予定地が埋蔵文化財包蔵地である場合には、影響を及ぼすことがないようにすることが望ましいが、やむを得ず影響が及ぶ場合には発掘調査等の措置を行うこと。 		
	・周知の埋蔵文化財包蔵地	<ul style="list-style-type: none"> ・市町村の文化財行政担当部署に確認 		<ul style="list-style-type: none"> ・計画等で定めた当該地の目的・用途に支障が生じないようにすること。 		
	・災害時の避難所や災害廃棄物の仮置場など、市町村の計画等で緊急時のために確保している場所等	<ul style="list-style-type: none"> ・市町村の関係部局に確認 		<ul style="list-style-type: none"> ・複数の設備による複合的な影響を確認するため、事業計画の認定時に求められる「地域の環境の保全のための取組」を踏まえた上で、促進区域を設定すること。 	<ul style="list-style-type: none"> ・既存設備、または今後の事業計画に近接する場合には、それらを含めた一体の事業と捉え、必要に応じて適切な環境配慮を講じること。 	
	・太陽発電設備のFIT・FIP認定設備の位置等	<ul style="list-style-type: none"> ・資源エネルギー庁HP「事業計画認定情報公表用ウェブサイト」 (https://www.fit-portal.go.jp/PublicInfo) 		<ul style="list-style-type: none"> ・維持管理や撤去・処分の計画など、事業計画の認定時に求められる「地域の環境の保全のための取組」を踏まえた上で、促進区域を設定すること。 	<ul style="list-style-type: none"> ・検討した環境配慮の対策について定期的に状態を確認するなど、適切な維持管理計画及び体制を検討すること。 	
	・設置後の維持管理計画の検討	-		<ul style="list-style-type: none"> ・廃棄物処理法等の関係法令や既存のガイドライン等を確認し、事業終了後における施設・設備の適切な撤去・処分について計画を検討すること。 		
	・事業終了後の撤去・処分計画の検討	-				

3 風力発電に係る基準

(1) 促進区域に含めることが適切でないと思われる区域

環境配慮事項	区域名	根拠法令
土地の安定性への影響	砂防指定地	砂防法
	地すべり防止区域	地すべり等防止法
	急傾斜地崩壊危険区域	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律
	ぼた山崩壊防止区域	地すべり等防止法
	・土砂災害特別警戒区域 ・土砂災害警戒区域	土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律
	土砂災害危険箇所	国土交通省通達
	河川区域	河川法
動物の重要な種及び注目すべき生息地への影響	ラムサール条約湿地	特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約
	・国指定鳥獣保護区（特別保護地区） ・県指定鳥獣保護区（特別保護地区）	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律
	生息地等保護区（管理地区）	絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律
	生息地等保護区（管理地区）	福岡県希少野生動植物種の保護に関する条例
植物の重要な種及び重要な群落への影響	生息地等保護区（管理地区）【再掲】	絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律
	生息地等保護区（管理地区）【再掲】	福岡県希少野生動植物種の保護に関する条例
地域を特徴づける生態系への影響	・原生自然環境保全地域 ・自然環境保全地域（特別地区）	自然環境保全法
	県自然環境保全地域（特別地区）	福岡県環境保全に関する条例
主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観への影響	国立/国定公園（特別保護地区、海城公園地区、第1種特別地域）	自然公園法
	県立自然公園（特別保護地区、第1種特別地域）	福岡県立自然公園条例
	歴史的風致維持向上計画で定める重点区域	地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律
その他福岡県が必要と判断するもの	農用地区域内の土地	農業振興地域の整備に関する法律
	・甲種農地 ・第1種農地	農地法
	海洋再生可能エネルギー発電設備整備促進区域	海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律

(2) 促進区域の設定に当たって考慮を要する環境配慮事項

環境配慮事項	促進区域の設定に当たって収集すべき情報及びその収集方法		市町村が促進区域を設定するに当たっての考え方	市町村が事業計画の認定を行うに当たっての考え方 <small>市町村が促進区域の設定に当たって「地域の環境の保全のための取組」として位置付ける、地域の自然的社会的条件に応じて環境の保全への適正な配慮を確保するための適切な措置</small>
	収集すべき情報	収集方法		
騒音による影響	・環境保全の配慮が特に必要な施設(学校、病院、福祉施設等)の分布状況	・環境アセスメントデータベース(EADAS)(https://www2.env.go.jp/eiadb/eiadb/) ・「国土数値情報(学校)」(国土交通省) ・「国土数値情報(医療機関)」(国土交通省) ・「国土数値情報(福祉施設)」(国土交通省)	・現況や基準の確認、防音対策など、事業計画の認定時に求められる「地域の環境の保全のための取組」を踏まえた上で、促進区域を設定すること。	・環境配慮が特に必要な施設(学校、病院、福祉施設等)や住宅と風力発電施設までの距離については、施設の規模・性能、設置数等の事業特性や、地形、気象条件等の地域特性に応じて十分な離隔距離を設けること。 ・騒音による影響が懸念される場合には、十分な防音対策を講じること。 ・特に住居専用地域は、良好な住環境を守るための地域として設定されることを踏まえ、騒音による生活環境への影響の回避・低減に特に留意すること。
	・住居がまとまって存在する地域の分布状況	・地形図、国土基本図、土地条件図 国土地理院(https://maps.gsi.go.jp/)		
	・用途地域のうち住居専用地域	・市町の都市計画部に確認 ・環境アセスメントデータベース(EADAS)(https://www2.env.go.jp/eiadb/eiadb/)		
	・騒音に係る環境基準の類型指定地域 ・環境基準の達成状況	・各市町村環境部局 ・福岡県HP「公害関係測定結果」(https://www.pref.fukuoka.lg.jp/gyoseishiryu/)		
重要な地形及び地質への影響	・注目すべき地質・地形の存在	・環境アセスメントデータベース(EADAS)(https://www2.env.go.jp/eiadb/eiadb/) ・地形図、国土基本図、土地条件図 国土地理院(https://maps.gsi.go.jp/) ・自然環境保全基礎調査 ・日本の地形レッドデータブック第1、2集(日本の地形レッドデータブック作成委員会) ・産業技術総合研究所HP「地質図Navi」 ・産業技術総合研究所HP「地質図幅」	・学術上高い価値を有する地形・地質の存在の確認や保全など、事業計画の認定時に求められる「地域の環境の保全のための取組」を踏まえた上で、促進区域を設定すること。	・事業区域内に注目すべき地形・地質のうち極めて価値のあるものがある場合は、その周辺環境も保全し、周囲と一体的に残存させるよう事業を行うこと。 ・自然環境保全地域(特別地区)の周囲1kmの範囲については、原則として当該地の改変を避けた事業計画とすること。 ・県自然環境保全地域(特別地区)の周囲1kmの範囲については、原則として当該地の改変を避けた事業計画とすること。 ・国、県が指定する地形、地質に関する天然記念物が存在する場合は、事業区域に含めないようにすること。
	・自然環境保全地域(特別地区)	・環境アセスメントデータベース(EADAS)(https://www2.env.go.jp/eiadb/eiadb/) ・福岡県HP「福岡県自然公園」		
	・県自然環境保全地域(特別地区)	(https://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/naturalpark01.html#03-00)		
	・国・県が指定する地形、地質に関する天然記念物の存在	・福岡県教育庁HP「福岡県の文化財」(https://www.fukuoka-bunkazai.jp/frnDefault.aspx)		
土地の安定性への影響	・砂防指定地	・環境アセスメントデータベース(EADAS)(https://www2.env.go.jp/eiadb/eiadb/) ・福岡県砂防課HP(https://sogo-bousai.pref.fukuoka.lg.jp/sabo/)	・土地の現況や災害履歴、災害防止策の実施など、事業計画の認定時に求められる「地域の環境の保全のための取組」を踏まえた上で、促進区域を設定すること。 ・風力発電の部材(羽根や支柱等)は大きいため、部材をヘリコプターで空輸する場合は、工事用道路の整備も必要となる。また、送電施設の整備も必要であることから、これらの整備に伴う土地の改変等による影響等についても考慮すること。	・砂防指定地の土流・周辺域において事業を予定する場合には、土砂災害の発生を誘発・助長するおそれがあるため、調査の上、事業区域、事業内容及び適切な災害防止策を検討すること。 ・地すべり防止区域の土流・周辺域において事業を予定する場合には、土砂災害の発生を誘発・助長するおそれがあるため、調査の上、事業区域、事業内容及び適切な災害防止策を検討すること。 ・急傾斜地崩壊危険区域の土流・周辺域において事業を予定する場合には、土砂災害の発生を誘発・助長するおそれがあるため、調査の上、事業区域、事業内容及び適切な災害防止策を検討すること。 ・土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の土流・周辺域において事業を予定する場合には、土砂災害の発生を誘発・助長するおそれがあるため、調査の上、事業区域、事業内容及び適切な災害防止策を検討すること。 ・土砂災害危険箇所の上流・周辺域において事業を予定する場合には、土砂災害の発生を誘発・助長するおそれがあるため、調査の上、事業区域、事業内容及び適切な災害防止策を検討すること。 ・事業の公的土地利用計画による位置づけと地域における保安林の整備状況等に考慮し、保安林の指定目的の達成に支障がないと認められる場合、(風量調査の結果、保安林外で適地がないと判断された場合)に限って設置(保安林解除)できる。 ・特に人家など集落の上流・周辺域の森林では、森林法の開発基準や配慮事項に基づき、森林の保全に支障を及ぼすおそれがないようにすること。 ・山地災害危険地区内及び上流・周辺域において事業を予定する場合には、山地災害の発生を誘発・助長するおそれがあるため、調査の上、事業区域、事業内容及び適切な災害防止策を検討すること。
	・地すべり防止区域	・環境アセスメントデータベース(EADAS)(https://www2.env.go.jp/eiadb/eiadb/) ・福岡県砂防課HP(https://sogo-bousai.pref.fukuoka.lg.jp/sabo/)		
	・急傾斜地崩壊危険区域	・環境アセスメントデータベース(EADAS)(https://www2.env.go.jp/eiadb/eiadb/) ・福岡県砂防課HP(https://sogo-bousai.pref.fukuoka.lg.jp/sabo/)		
	・土砂災害警戒区域 ・土砂災害特別警戒区域	・環境アセスメントデータベース(EADAS)(https://www2.env.go.jp/eiadb/eiadb/) ・福岡県砂防課HP(https://sogo-bousai.pref.fukuoka.lg.jp/sabo/)		
	・土砂災害危険箇所	・環境アセスメントデータベース(EADAS)(https://www2.env.go.jp/eiadb/eiadb/) ・福岡県砂防課HP(https://sogo-bousai.pref.fukuoka.lg.jp/sabo/)		
	・保安林 ・保安林予定森林等	・福岡県農山漁村振興課に確認 ・(福岡県HP)保安林について https://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/hozen-hoanrin.html		
	・地域森林計画対象森林	・福岡県農山漁村振興課に確認 ・(福岡県HP)ふくおか森林オープンデータ(https://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/forest-opendata.html) ・(福岡県HP)林地開発許可制度について(https://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/rinti-kaihatu.html)		
	・山地災害危険地区	・福岡県農村森林整備課に確認 ・(福岡県HP)福岡県の山地災害危険地区について(https://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/sanchi-map.html)		
	・宅地造成工事規制区域(以下、法改正後) ・宅地造成等工事規制区域 ・特定盛土等規制区域 ・造成宅地防災区域	・福岡県都市計画課、政令指定都市、中核市の開発部局に確認		

環境配慮事項	促進区域の設定に当たって収集すべき情報及びその収集方法		市町村が促進区域を設定するに当たっての考え方	市町村が事業計画の認定を行うに当たっての考え方 <small>（市町村が促進区域の設定に当たって「地域の環境の保全のための取組」として位置付ける、地域の自然的社会的条件に応じて環境の保全への適正な配慮を確保するための適切な措置）</small>
	収集すべき情報	収集方法		
土地の安定性への影響	<ul style="list-style-type: none"> ・河川保全区域 ・土地の災害履歴 ・斜面、高低差の状況 ・防災重点農業用ため池 	<ul style="list-style-type: none"> ・河川管理者へ確認 ・国土交通省土地保全図（災害履歴図） (https://nftp.mlit.go.jp/kokjo/tochimizu/F5/MAP/540003.jpg) ・市町村の防災担当部署へ確認 ・環境アセスメントデータベース(EADAS) (https://www2.env.go.jp/eiadb/eidbbs/) ・地形図、国土基本図、土地条件図(国土地理院(https://maps.gsi.go.jp/)) ・ため池データベース ・農業用ため池のハザードマップ 	<ul style="list-style-type: none"> ・土地の現況や災害履歴、災害防止策の実施など、事業計画の認定時に求められる「地域の環境の保全のための取組」を踏まえた上で、促進区域を設定すること。 ・風力発電の部材（羽根や支柱等）は大きいため、部材をヘリコプターで空輸する場合を除き、工事用道路の整備も必要となる。また、送電施設の整備も必要であることから、これらの整備に伴う土地の変更等による影響等についても考慮すること。 	<ul style="list-style-type: none"> ・河岸又は河川管理施設の保全上の支障の有無について、調査を行い、当該河岸又は河川管理施設の保全上の支障を生じる恐れがないようにすること。 ・事業区域内及びその周辺において、降雨などによる地すべり、崩壊、土石流等の災害が過去にあった場合には、その土地の特性を十分に認識するとともに、土地の安定性について適切に必要な調査を行い、事業実施に伴い再度災害を誘発させないように、適切な整備を行うこと。 ・斜面30度以上の斜面には、発電設備を設置しないこと。 ・事業区域に斜面30度以上の急傾斜地及びそれに隣接する土地が含まれる場合には、急傾斜地の崩壊が助長・誘発されることがないように、適切な防止策を講ずること。 ・防災重点農業用ため池及びその決壊の影響する範囲を避けた事業計画とすること。
風車の影による生活環境への影響	<ul style="list-style-type: none"> ・環境保全の配慮が特に必要な施設（学校、病院、福祉施設等）の分布状況 ・住居がまとまって存在する地域の分布状況 ・用途地域のうち住居専用地域 	<ul style="list-style-type: none"> ・環境アセスメントデータベース(EADAS) (https://www2.env.go.jp/eiadb/eidbbs/) ・関係機関、部局が示す情報 ・「国土数値情報（学校）」(国土交通省) ・「国土数値情報（医療機関）」(国土交通省) ・「国土数値情報（福祉施設）」(国土交通省) ・地形図、国土基本図、土地条件図 国土地理院(https://maps.gsi.go.jp/) ・市町の都市計画部局に確認 ・環境アセスメントデータベース(EADAS) (https://www2.env.go.jp/eiadb/eidbbs/) 	<ul style="list-style-type: none"> ・住宅や学校等配慮が特に必要な施設の確認など、事業計画の認定時に求められる「地域の環境の保全のための取組」を踏まえた上で、促進区域を設定すること。 	<ul style="list-style-type: none"> ・風車の影が、環境配慮が特に必要な施設や住宅に長時間重ならないよう風力発電機の配置を検討すること。 ・特に住居専用地域は、良好な住環境を守るための地域として設定されていることを踏まえ、風車の影による生活環境への影響の回避・低減に特に留意すること。
動物の重要な種及び注目すべき生息地への影響	<ul style="list-style-type: none"> ・ラムサール条約湿地 ・国指定鳥獣保護区（特別保護地区を除く。） ・県指定鳥獣保護区（特別保護地区を除く。） ・生息地等保護区（管理地区を除く） ★国内希少野生動物種の生息・生育状況 ★指定希少野生動物種の生息・生育状況 ★国・県が指定する動物に関する天然記念物 ●環境省レッドリスト ●福岡県レッドリスト ●地域の希少な動物種の生息状況 ・重要野鳥生息地 ・重要な鳥類の生息地、集団飛来地 ・渡りのルート ・重要なコウモリ類の生息地 	<ul style="list-style-type: none"> ・環境省HP「日本の条約湿地」 (https://www.env.go.jp/nature/ramsar/conv/RamsarSites_in_Japan.html) ・環境アセスメントデータベース(EADAS) (https://www2.env.go.jp/eiadb/eidbbs/) ・福岡県HP「福岡県鳥獣保護区等位置図」 (https://www.pref.fukuoka.lg.jp/gyosei-shiryo/tyoujyuuhogokutou.html) ・環境アセスメントデータベース(EADAS) (https://www2.env.go.jp/eiadb/eidbbs/) ・環境省HP「生息地等保護区一覧」 (https://www.env.go.jp/nature/kisho/hogoku/list.html) ・環境アセスメントデータベース(EADAS) (https://www2.env.go.jp/eiadb/eidbbs/) ・環境省HP「国内希少野生動物種一覧」 (http://www.env.go.jp/nature/kisho/domestic/list.html) ・福岡県HP「福岡県の希少野生動物」 (https://biodiversity.pref.fukuoka.lg.jp/rdb/) ・福岡県教育庁HP「福岡県の文化財」 (https://www.fukuoka-bunkazai.jp/frmDefault.aspx) ・環境省レッドリスト ・環境省レッドデータブック ・福岡県レッドリスト ・福岡県レッドデータブック ・福岡県保健環境研究所HP「福岡県希少野生動物分布情報」 (http://www.fihes.pref.fukuoka.jp/~kankyouseibutsu/gis/gis.html) ・国土交通省「河川水辺の国勢調査の生物調査結果」 ・環境省「自然環境保全基礎調査結果」 ・学術調査、学術論文 ・日本野鳥の会HP (https://www.wbsj.org/activity/conservation/habitat-conservation/iba/) ・環境アセスメントデータベース(EADAS)（風力発電に係るセンシティブティマップ） (https://www2.env.go.jp/eiadb/eidbbs/) ・鳥類等に関する風力発電施設立地適正化のための手引き ・シギ・チドリ類モニタリングサイト1000 ・日本のコウモリ洞総覧 	<ul style="list-style-type: none"> ・希少な動物の分布や重要な生息地の確認など、事業計画の認定時に求められる「地域の環境の保全のための取組」を踏まえた上で、促進区域を設定すること。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ラムサール条約湿地の周囲1kmの範囲については、原則として事業区域に含めないようにすること。また、この範囲の周囲においては、鳥獣の生息の状況に著しく影響を及ぼすおそれのないよう配慮すること。 ・国指定鳥獣保護区、県指定鳥獣保護区及びこれらのそれぞれ周囲1kmの範囲内（特別保護地区を除く。）については、原則として事業区域に含めないようにすること。また、この範囲の周囲においては、鳥獣の生息の状況に著しく影響を及ぼすおそれのないよう配慮すること。 ・生息地等保護区及びその周囲1km（管理地区を除く）については、原則として事業区域に含めないようにすること。 ・左記の福岡県保健環境研究所HP「福岡県希少野生動物分布情報」 (http://www.fihes.pref.fukuoka.jp/~kankyouseibutsu/gis/gis.html)で、希少動物の生息が確認されているとされるメッシュ（約1km四方の区域）において事業を計画する場合は、既存文献のほか、地域住民や専門家等から、当該区域における希少動物種の生息状況について聴取等するよう努めること。 ・また、聴取等した結果、特定の希少動物種の繁殖や重要な生息地の存在が明らかな範囲がある場合は、「収集すべき情報」欄に「★」を付した種にあっては原則として当該範囲を事業区域に含めないようにすることとし、同欄に「●」を付した種（★に該当する種を除く）にあっては当該範囲を事業区域に含めないよう努めること。 ・事業区域設定後に、当該希少動物種の繁殖や重要な生息地の存在が事業区域内で判明した場合は、当該生息地及び生息に必要な環境における土地の変更の回避・低減を検討すること。また、検討の結果、事業の実施上、当該生息地及び生息に必要な環境における土地の変更が避けられない場合は、必要に応じて代償措置を検討すること。なお、代償措置を講ずる場合は、回避又は低減が困難である理由を整理した上で、損なわれる環境と創出される環境について比較検討すること。 ・重要野鳥生息地(IBA)については、原則として事業区域に含めないようにすること。また、この範囲の周囲においては、鳥獣の生息の状況に著しく影響を及ぼすおそれのないよう配慮すること。 ・風車への衝突（バードストライク・バットストライク）や行動阻害、土地改変に伴う生息環境への影響等に配慮すること。
植物の重要な種及び重要な群落への影響	<ul style="list-style-type: none"> ・生息地等保護区（管理地区を除く）【再掲】 	<ul style="list-style-type: none"> ・環境省HP「生息地等保護区一覧」 (https://www.env.go.jp/nature/kisho/hogoku/list.html) ・環境アセスメントデータベース(EADAS) (https://www2.env.go.jp/eiadb/eidbbs/) 	<ul style="list-style-type: none"> ・希少な植物の分布や重要な生育地の確認など、事業計画の認定時に求められる「地域の環境の保全のための取組」を踏まえた上で、促進区域を設定すること。 	<ul style="list-style-type: none"> ・生息地等保護区及びその周囲1km（管理地区を除く）については、原則として事業区域に含めないようにすること。

環境配慮事項	促進区域の設定に当たって収集すべき情報及びその収集方法		市町村が促進区域を設定するに当たっての考え方	市町村が事業計画の認定を行うに当たっての考え方 <small>市町村が促進区域の設定に当たって「地域の環境の保全のための取組」として位置付ける。地域の自然的社会的条件に応じて環境の保全への適正な配慮を確保するための適切な措置</small>
	収集すべき情報	収集方法		
植物の重要な種及び重要な群落への影響	★国内希少野生動物種の生息・生育状況【再掲】	・環境省HP「国内希少野生動物種一覧」 (http://www.env.go.jp/nature/kisho/domestic/list.html)	・希少な植物の分布や重要な生育地の確認など、事業計画の認定時に求められる「地域の環境の保全のための取組」を踏まえた上で、促進区域を設定すること。	・左記の福岡県保健環境研究所HP「福岡県希少野生動物分布情報」 (http://www.fihes.pref.fukuoka.jp/~kankyouseibutsu/gis/gis.html)で、希少植物の生育が確認されているとされるメッシュ(約1km四方の区域)において事業を計画する場合は、既存文献のほか、地域住民や専門家等から、当該区域における希少植物種の生育状況について聴取等するよう努めること。 ・また、聴取等した結果、特定の希少植物種の群落や重要な生育地の存在が明らかな範囲がある場合は、「収集すべき情報」欄に「★」を付した種にあっては原則として当該範囲を事業区域に含めないようにすることとし、同欄に「●」を付した種(★に該当する種を除く)にあっては当該範囲を事業区域に含めないよう努めること。 ・事業区域設定後に、当該希少植物種の群落や重要な生育地の存在が事業区域内で判明した場合は、当該生育地及び生育に必要な環境における土地の改変の回避・低減を検討すること。また、検討の結果、事業の実施上、当該生育地及び生育に必要な環境における土地の改変が避けられない場合は、必要に応じて代償措置を検討すること。なお、代償措置を講じる場合は、回避又は低減が困難である理由を整理した上で、損なわれる環境と創出される環境について比較検討すること。
	★指定希少野生動物種の生息・生育状況【再掲】	・福岡県HP「福岡県の希少野生動物」 (https://biodiversity.pref.fukuoka.lg.jp/rdb/)		
	★国・県が指定する植物に関する天然記念物	・福岡県教育庁HP「福岡県の文化財」 (https://www.fukuoka-bunkazai.jp/frnDefault.aspx)		
	●環境省レッドリスト ●福岡県レッドリスト	・環境省レッドリスト ・環境省レッドデータブック ・福岡県レッドリスト ・福岡県レッドデータブック		
	●地域の希少な植物種の生育状況	・福岡県保健環境研究所HP「福岡県希少野生動物分布情報」 (http://www.fihes.pref.fukuoka.jp/~kankyouseibutsu/gis/gis.html) ・環境省「自然環境保全基礎調査結果」 ・学術調査、学術論文		
地域を特徴づける生態系への影響	・自然環境保全地域(特別地区)	・環境アセスメントデータベース(EADAS) (https://www2.env.go.jp/eiadb/ebidbs/) ・福岡県HP「福岡県の自然公園」 (https://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/naturalpark01.html#03-00)	・当該区域を促進区域に設定する場合は、その設定に当たり、事業計画の認定時に求められる「地域の環境の保全のための取組」を踏まえた上で、促進区域を設定すること。	・自然環境保全地域(特別地区)の周囲1kmの範囲については、原則として当該地の改変を避けた事業計画とすること。 ・県自然環境保全地域(特別地区)の周囲1kmの範囲については、原則として当該地の改変を避けた事業計画とすること。 ・原則として当該地の改変を避けた事業計画とすること。 ・原則として当該地の改変を避けた事業計画とすること。 ・原則として当該地の改変を避けた事業計画とすること。
	・県自然環境保全地域(特別地区)	・環境アセスメントデータベース(EADAS) (https://www2.env.go.jp/eiadb/ebidbs/)		
	・重要里地 ・重要湿地 ・生物多様性重要地域 ・自然再生事業の対象となる区域	・環境アセスメントデータベース(EADAS) (https://www2.env.go.jp/eiadb/ebidbs/) ・環境アセスメントデータベース(EADAS) (https://www2.env.go.jp/eiadb/ebidbs/)		
	・保護林 ・緑の回廊	・環境アセスメントデータベース(EADAS) (https://www2.env.go.jp/eiadb/ebidbs/) ・九州森林管理局		
	・植生自然度の高い区域 ・特定植物群落 ・巨樹、巨木林	・環境アセスメントデータベース(EADAS) (https://www2.env.go.jp/eiadb/ebidbs/) ・自然環境保全基礎調査		
主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観への影響	・国立/国定公園(特別保護地区、海域公園地区、第1種特別地域以外の地区)	・環境アセスメントデータベース(EADAS) (https://www2.env.go.jp/eiadb/ebidbs/) ・福岡県HP「福岡県の自然公園」 (https://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/naturalpark01.html)	・当該区域を促進区域に設定する場合は、その設定に当たり、事業計画の認定時に求められる「地域の環境の保全のための取組」を踏まえた上で、促進区域を設定すること。	・国立/国定公園及びその周囲1kmの範囲(特別保護地区、海域公園地区、第1種特別地域の地区を除く)においては、主要な展望地から展望する場合の著しい妨げにならず、また、山稜線を分断する等眺望の対象に著しい支障を及ぼすものでないこと、かつ、色彩及び形態がその周辺の風致又は景観と著しく不調和でないこと。 ・県立自然公園及びその周囲1kmの範囲(特別保護地区、海域公園地区、第1種特別地域の地区を除く)においては、主要な展望地から展望する場合の著しい妨げにならず、また、山稜線を分断する等眺望の対象に著しい支障を及ぼすものでないこと、かつ、色彩及び形態がその周辺の風致又は景観と著しく不調和でないこと。 ・事業の実施に先立ち、必要に応じて調査を行い、必要な措置を講ずること。 ・事業予定地に風致地区及びその周囲1kmの範囲内を含み、「建築物の建築その他工作物の建設」、「建築物等の色彩の変更」、「宅地の造成」、「木竹の伐採」等の行為を行う場合には、建築物・工作物の高さや色彩、土地の形質などについて、風致景観等に配慮した事業計画とすること。 ・事業予定地に景観計画の対象区域を含む場合には、景観計画所定の手続きに留意し、かつ、景観形成基準への適合等、景観に配慮した事業計画とすること。 ・景観計画区域内の重点区域については、景観への影響を鑑み、事業の計画段階において、関係自治体と協議を行うこと。 ・事業予定地に緑地保全地域、特別緑地保全地区及びそれらの周囲1kmの範囲内を含み、「建築物その他工作物の新築、改築又は増築」、「宅地の造成、土地の開墾、土石の採取、鉱物の採掘その他の土地の形質の変更」、「木竹の伐採」等の行為を行う場合には、建築物・工作物の高さや土地の形質などについて、周辺の緑地等の保全に配慮した事業計画とすること。 ・文化財保護法、文化財保護条例で指定又は選定されている文化財については、文化財の現状変更の他、指定範囲内外における保存に影響を及ぼす行為についても許可が必要となっている場合があり、左記の地区等(景観に関連する文化財で面的な広がりや有する文化的景観等)が存在する場合には、眺望点や主要な眺望方向の設定において留意すること。
	・県立自然公園(特別保護地区、海域公園地区、第1種特別地域以外の地区)	・環境アセスメントデータベース(EADAS) (https://www2.env.go.jp/eiadb/ebidbs/) ・地方環境事務所 ・福岡県HP「九州自然歩道福岡県内コースマップ」 (https://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/kyuzuhusizenhodo-map.html)		
	・国立/国定公園、県立自然公園の利用施設に位置づけられている眺望点 ・九州自然歩道	・福岡県HP「都市計画法開発許可制度」 (https://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/kaihatsu1.html) ・各市町村HP		
	・風致地区	・福岡県都市計画課に確認 ・市町村が策定している景観計画については、各市町村に確認 ・福岡県HP「景観、美しいまちづくり」 (https://www.pref.fukuoka.lg.jp/life/2/49/220/)		
	・景観計画の対象区域	・福岡県HP「都市計画法開発許可制度」 (https://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/kaihatsu1.html) ・各市町村HP		
	・緑地保全地域 ・特別緑地保全地区	・福岡県HP「都市計画法開発許可制度」 (https://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/kaihatsu1.html) ・各市町村HP		
	・伝統的建造物群保存地区 ・重要文化的景観 ・史跡・名勝・天然記念物指定地	・市町村の文化財担当部署へ確認		

環境配慮事項	促進区域の設定に当たって収集すべき情報及びその収集方法		市町村が促進区域を設定するに当たっての考え方	市町村が事業計画の認定を行うに当たっての考え方 <small>市町村が促進区域の設定に当たって「地域の環境の保全のための取組」として位置付ける、地域の自然的社会的条件に応じて環境の保全への適正な配慮を確保するための適切な措置</small>
	収集すべき情報	収集方法		
主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観への影響	・世界遺産	<ul style="list-style-type: none"> ・福岡県文化振興課九州国立博物館・世界遺産室へ確認 ・「神宿る島」宗像・沖ノ島と関連遺産群保存活用協議会HP「守り伝えるための各種計画」 (https://www.okinoshima-heritage.jp/protects/plan) ・宗像市HP「宗像市景観計画」 (https://www.city.munakata.lg.jp/w028/040/040/060/400/20150316170159.html) ・福津市HP「福津市景観計画」 (https://www.city.fukutsu.lg.jp/soshiki/toshikanri/kaihatsu_kenchiku/2/1/1/1988.html) ・産業遺産国民会議HP「管理保全の一般方針及び戦略的枠組み」 (http://www.japansmejiindustrialrevolution.com/conservation/framework.html) ・北九州市HP「北九州市景観計画」 (https://www.city.kitakyushu.lg.jp/ken-to/30100084.html) ・大牟田市HP「大牟田市景観計画」 (https://www.city.omuta.lg.jp/hpKjii/pub/detail.aspx?c_id=5&id=542&class_set_id=1&class_id=82) ・中間市HP「中間市景観計画」 (https://www.city.nakama.lg.jp/gyose/zaiseikai/kaku/keikan/keikan.html) 	<ul style="list-style-type: none"> ・当該区域を促進区域に設定する場合は、その設定に当たり、事業計画の認定時に求められる「地域の環境の保全のための取組」を踏まえた上で、促進区域を設定すること。 	<ul style="list-style-type: none"> ・世界遺産(世界文化遺産/世界自然遺産)のみならず、その資産範囲周辺に設定される緩衝地帯及びその近傍(海域を含む)であっても、事業によって世界遺産に何らかの影響を及ぼすことがないよう、事業の計画段階において、関係自治体と協議を行うこと。
	・眺望点、眺望景観	<ul style="list-style-type: none"> ・環境アセスメントデータベース(EADAS) (https://www2.env.go.jp/eiadb/ebids/) ・福岡県観光情報公式サイト「クロスロードふくおか」 (https://www.crossroadfukuoka.jp/) ・観光便覧、観光パンフレット 		
主要な人と自然との触れ合いの活動の場への影響	・自然海浜保全地区	<ul style="list-style-type: none"> ・福岡県HP「福岡県の自然公園」 (https://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/naturalpark01.html#03-00) 	<ul style="list-style-type: none"> ・当該区域を促進区域に設定する場合は、その設定に当たり、事業計画の認定時に求められる「地域の環境の保全のための取組」を踏まえた上で、促進区域を設定すること。 	<ul style="list-style-type: none"> ・自然海浜保全地区及びその周囲1kmの範囲内の改変を避けた、又は改変面積をできる限り小さくした事業計画とすること。 ・当該歩道の改変を避けた、又は改変面積をできる限り小さくした事業計画とすること。 ・事業区域内に人と自然との触れ合いの活動の場が含まれる場合は、その改変面積をできるだけ小さくすること。
	・九州自然歩道	<ul style="list-style-type: none"> ・福岡県HP「九州自然歩道福岡県内コースマップ」 (https://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/kyushuzenzenhodo-map.html) 		
	・キャンプ場、海水浴場、釣り場、潮干狩り場、散策路・登山道等の自然との触れ合いの活動の場の状況	<ul style="list-style-type: none"> ・環境アセスメントデータベース(EADAS) (https://www2.env.go.jp/eiadb/ebids/) ・福岡県観光情報公式サイト「クロスロードふくおか」 (https://www.crossroadfukuoka.jp/) ・観光便覧、観光パンフレット 		
その他福岡県が必要と判断するもの	・都市計画法に基づく地区計画の区域	<ul style="list-style-type: none"> ・市町の都市計画部に確認 ・環境アセスメントデータベース(EADAS) (https://www2.env.go.jp/eiadb/ebids/) 	<ul style="list-style-type: none"> ・当該区域を促進区域に設定する場合は、その設定に当たり、事業計画の認定時に求められる「地域の環境の保全のための取組」を踏まえた上で、促進区域を設定すること。 	<ul style="list-style-type: none"> ・事業区域が地区計画の区域内である場合には、地区計画で定められた目標・方針及び地区整備計画に従い、事業実施に当たって適切な配慮を行うこと。 ・要措置区域内で事業を行う場合には、土壌汚染対策法第9条各号に該当するか確認をし、該当しない場合には土地の形質の変更を伴う工事は行わないこと。 ・廃棄物最終処分場跡地において、掘削等土地の形質の変更に伴う生活環境保全上の支障(廃棄物の飛散・流出、ガスの発生公共の水域又は地下水への汚染等)が生ずることがないよう事業実施に当たって適切な配慮を行うこと。 ・漁業や保護水面へ支障を及ぼさないことが見込まれること。 ・事業区域が港湾区域または港湾隣接地域である場合には、港湾の開発、利用又は保全に著しく支障を及ぼすおそれがないようにすること。 ・事業区域が海岸保全区域である場合には、津波、高潮、波浪、その他海水または地盤の変動による被害から海岸を防護する海岸保全施設に支障を及ぼすおそれがないようにすること。 ・周知の埋蔵文化財包蔵地における届出又は通知の対象行為への該当の有無等について、事業の計画段階において関係市町村と協議を行うこと。 ・事業予定地が埋蔵文化財包蔵地である場合には、影響を及ぼすことがないようにすることが望ましいが、やむを得ず影響が及ぶ場合には発掘調査等の措置を行うこと。 ・計画等で定めた当該地の目的・用途に支障が生じないようにすること。
	・土壌汚染対策法に基づく要措置区域、形質変更時要届出区域	<ul style="list-style-type: none"> ・福岡県環境保全課に確認 ・福岡県HP「要措置区域及び形質変更時要届出区域の指定状況」 (https://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/dojo-kuiki.html) 		
	・廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく指定区域	<ul style="list-style-type: none"> ・福岡県廃棄物対策課に確認 		
	・漁業権免許漁場 ・許可漁業の操業区域 ・保護水面	<ul style="list-style-type: none"> ・福岡県漁業管理課(海面)、水産振興課(内水面)に確認 		
	・港湾区域、港湾隣接地域	<ul style="list-style-type: none"> ・福岡県港湾課に確認 		
	・海岸保全区域	<ul style="list-style-type: none"> ・福岡県港湾課に確認 		
	・周知の埋蔵文化財包蔵地	<ul style="list-style-type: none"> ・市町村の文化財行政担当部署へ確認 		
	・災害時の避難所や災害廃棄物の仮置場など、市町村の計画等で緊急時のために確保している場所等	<ul style="list-style-type: none"> ・市町村の関係部局に確認 		

環境配慮事項	促進区域の設定に当たって収集すべき情報及びその収集方法		市町村が促進区域を設定するに当たっての考え方	市町村が事業計画の認定を行うに当たっての考え方 市町村が促進区域の設定に当たって「地域の環境の保全のための取組」として位置付ける、地域の自然的社会的条件に応じて環境の保全への適正な配慮を確保するための適切な措置	
	収集すべき情報	収集方法			
その他福岡県が必要と判断するもの	・空港等及び航空保安施設	・大阪航空局福岡空港事務所(福岡空港) ・大阪航空局北九州空港事務所(北九州空港) ・環境アセスメントデータベース(EADAS) (https://www2.env.go.jp/eiadb/ebidbs/)	・当該事項について支障が生じないよう、事業計画の認定時に求められる「地域の環境の保全のための取組」を踏まえた上で、促進区域を設定すること。	・航空法による制限表面や航空路監視レーダー、空港保安無線施設等の周辺は調整が必要な場合があるため、事業区域の設定にあたっては、空港事務所等の関係者と協議すること。	
	・伝搬障害防止区域	・総務省HP「伝搬障害防止区域図縦覧システム」 (https://www.juran.denpa.soumu.go.jp/gis/index.html)		・伝搬障害防止区域は事業区域に含めないようにすること。	
	・気象レーダー	・気象庁 ・国土交通省		・気象レーダー、レーダー雨量計等の観測へ影響が生じないように配慮すること。	
	・防衛関係施設等 (自衛隊施設、在日米軍施設・区域、航空自衛隊レーダーサイト)	・九州防衛局		・航空機の運航や各種訓練へ影響が生じないよう事業区域を設定すること。 ・自衛隊施設や在日米軍施設によるレーダー範囲は、事業区域に含めないようにすること。	
	・風力発電設備のFIT・FIP認定設備の位置等	・資源エネルギー庁HP「事業計画認定情報公表用ウェブサイト」 (https://www.fit-portal.go.jp/PublicInfo)		・複数の設備による複合的な影響を確認するため、事業計画の認定時に求められる「地域の環境の保全のための取組」を踏まえた上で、促進区域を設定すること。	・既存設備、または今後の事業計画に近接する場合には、それらを含めた一体の事業と捉え、必要に応じて適切な環境配慮を講じること。
	・設置後の維持管理計画の検討	-		・維持管理や撤去・処分の計画など、事業計画の認定時に求められる「地域の環境の保全のための取組」を踏まえた上で、促進区域を設定すること。	・検討した環境配慮の対策について定期的に状態を確認するなど、適切な維持管理計画及び体制を検討すること。
・事業終了後の撤去・処分計画の検討	-	・維持管理や撤去・処分の計画など、事業計画の認定時に求められる「地域の環境の保全のための取組」を踏まえた上で、促進区域を設定すること。	・廃棄物処理法等の関係法令や既存のガイドライン等を確認し、事業終了後における施設・設備の適切な撤去・処分について計画を検討すること。		

4 バイオマス発電に係る基準

(1) 促進区域に含めることが適切でないと認められる区域

環境配慮事項	区域名	根拠法令
土地の安定性への影響	砂防指定地	砂防法
	地すべり防止区域	地すべり等防止法
	急傾斜地崩壊危険区域	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律
	ぼた山崩壊防止区域	地すべり等防止法
	・土砂災害特別警戒区域 ・土砂災害警戒区域	土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律
	土砂災害危険箇所	国土交通省通達
	河川区域	河川法
	災害危険区域	建築基準法第 39 条、福岡県建築基準法施行条例第 3 条、4 条
動物の重要な種及び注目すべき生息地への影響	・保安林 ・保安林予定森林等	森林法
	ラムサール条約湿地	特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約
	・国指定鳥獣保護区（特別保護地区） ・県指定鳥獣保護区（特別保護地区）	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律
	生息地等保護区（管理地区）	絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律
植物の重要な種及び重要な群落への影響	生息地等保護区（管理地区）【再掲】	福岡県希少野生動植物種の保護に関する条例
	生息地等保護区（管理地区）【再掲】	絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律
地域を特徴づける生態系への影響	・原生自然環境保全地域 ・自然環境保全地域（特別地区）	自然環境保全法
	県自然環境保全地域（特別地区）	福岡県環境保全に関する条例
主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観への影響	国立/国定公園（特別保護地区、海城公園地区、第 1 種特別地域）	自然公園法
	県立自然公園（特別保護地区、第 1 種特別地域）	福岡県立自然公園条例
	歴史的風致維持向上計画で定める重点区域	地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律
その他福岡県が必要と判断するもの	農用地区域内の土地	農業振興地域の整備に関する法律
	・甲種農地 ・第 1 種農地	農地法

(2) 促進区域を定めるに当たって考慮を要する環境配慮事項

環境配慮事項	促進区域の設定に当たって収集すべき情報及びその収集方法		市町村が促進区域を設定するに当たっての考え方	市町村が事業計画の認定を行うに当たっての考え方 <small>市町村が促進区域の設定に当たって「地域の環境の保全のための取組」として位置付ける。地域の自然的社会的条件に応じて環境の保全への適正な配慮を確保するための適切な措置</small>
	収集すべき情報	収集方法		
大気質への影響	<ul style="list-style-type: none"> 環境保全の配慮が特に必要な施設(学校、病院、福祉施設等)の分布状況 住居がまとまって存在する地域の分布状況 用途地域のうち住居専用地域 ばい煙発生施設に係る排出基準等 大気質に係る環境基準の類型指定地域 環境基準の達成状況 	<ul style="list-style-type: none"> 環境アセスメントデータベース(EADAS)(https://www2.env.go.jp/eiadb/eibids/) 「国土数値情報(学校)」「(国土交通省)」 「国土数値情報(医療機関)」「(国土交通省)」 「国土数値情報(福祉施設)」「(国土交通省)」 地形図、国土基本図、土地条件図 国土地理院HP(https://maps.gsi.go.jp/) 市町の都市計画部に確認 環境アセスメントデータベース(EADAS)(https://www2.env.go.jp/eiadb/eibids/) 福岡県HP「排出基準・自主測定について」 https://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/taiki-kijun.html 各市町村環境部局 福岡県HP「公害関係測定結果」(https://www.pref.fukuoka.lg.jp/gyoseishiryo/) 	<ul style="list-style-type: none"> 気象や大気質の現況、基準の確認など、事業計画の認定時に求められる「地域の環境の保全のための取組」を踏まえた上で、促進区域を設定すること。 	<ul style="list-style-type: none"> 環境配慮が特に必要な施設(学校、病院、福祉施設等)や住宅とバイオマス発電施設までの距離については、施設の規模・性能、使用する燃料等の事業特性や、バイオマス発電所の地域特性(地形、気象条件)に応じて十分な離隔距離を設けるとともに、周辺への環境影響の低減を図ること。なお、高層住宅の存在や斜面地の住宅分布等、住宅配置の高さ方向に係る情報も併せて把握の上、考慮することが望ましい。 特に住居専用地域は、良好な住環境を守るための地域として設定されていることを踏まえ、大気質悪化による生活環境への影響の回避・低減に特に留意すること。 硫酸酸化物、ばいじん、有害物質(窒素酸化物含む)など、バイオマス発電所に適用される排出基準を把握し、基準を遵守するとともに、大気汚染の防止に係る技術水準及び経済性を勘案の上、できる限り環境への影響を低減するよう採用可能な大気汚濁対策を導入すること。 環境基準の未達成地域、規制基準等を超過している地域等、環境が悪化し又はそのおそれがある地域の有無について確認すること。(対象:硫酸酸化物、窒素酸化物、浮遊粒子状物質)
騒音による影響	<ul style="list-style-type: none"> 環境保全の配慮が特に必要な施設(学校、病院、福祉施設等)の分布状況 住居がまとまって存在する地域の分布状況 用途地域のうち住居専用地域 騒音規制法の区域の区分及び規制基準 騒音に係る環境基準の類型指定地域 環境基準の達成状況 	<ul style="list-style-type: none"> 環境アセスメントデータベース(EADAS)(https://www2.env.go.jp/eiadb/eibids/) 「国土数値情報(学校)」「(国土交通省)」 「国土数値情報(医療機関)」「(国土交通省)」 「国土数値情報(福祉施設)」「(国土交通省)」 地形図、国土基本図、土地条件図 国土地理院(https://maps.gsi.go.jp/) 市町の都市計画部に確認 環境アセスメントデータベース(EADAS)(https://www2.env.go.jp/eiadb/eibids/) 各市町村環境部局 各市町村環境部局 福岡県HP「公害関係測定結果」(https://www.pref.fukuoka.lg.jp/gyoseishiryo/) 	<ul style="list-style-type: none"> 現況や基準の確認、防音対策など、事業計画の認定時に求められる「地域の環境の保全のための取組」を踏まえた上で、促進区域を設定すること。 	<ul style="list-style-type: none"> 環境配慮が特に必要な施設(学校、病院、福祉施設等)や住宅とバイオマス発電施設までの距離については、施設の規模・性能、設置数等の事業特性や、地形、気象条件等の地域特性に応じて十分な離隔距離を設けること。 騒音による影響が懸念される場合には、十分な防音対策を講じること。 特に住居専用地域は、良好な住環境を守るための地域として設定されていることを踏まえ、騒音による生活環境への影響の回避・低減に特に留意すること。 バイオマス発電所に適用される騒音の規制基準を把握し、基準を遵守するとともに、周辺への環境影響の低減を図ること。 環境基準の未達成地域、規制基準等を超過している地域等、環境が悪化し又はそのおそれがある地域の有無について確認すること。
振動による影響	<ul style="list-style-type: none"> 環境保全の配慮が特に必要な施設(学校、病院、福祉施設等)の分布状況 住居がまとまって存在する地域の分布状況 用途地域のうち住居専用地域 振動規制法の規制地域の指定及び規制基準 	<ul style="list-style-type: none"> 環境アセスメントデータベース(EADAS)(https://www2.env.go.jp/eiadb/eibids/) 「国土数値情報(学校)」「(国土交通省)」 「国土数値情報(医療機関)」「(国土交通省)」 「国土数値情報(福祉施設)」「(国土交通省)」 地形図、国土基本図、土地条件図 国土地理院(https://maps.gsi.go.jp/) 市町の都市計画部に確認 環境アセスメントデータベース(EADAS)(https://www2.env.go.jp/eiadb/eibids/) 各市町村環境部局 	<ul style="list-style-type: none"> 基準の確認、振動対策など、事業計画の認定時に求められる「地域の環境の保全のための取組」を踏まえた上で、促進区域を設定すること。 	<ul style="list-style-type: none"> 特に住居専用地域は、良好な住環境を守るための地域として設定されていることを踏まえ、振動による生活環境への影響の回避・低減に特に留意すること。 バイオマス発電所に適用される振動の規制基準を把握し、基準を遵守するとともに、周辺への環境影響の低減を図ること。
悪臭による影響	<ul style="list-style-type: none"> 環境保全の配慮が特に必要な施設(学校、病院、福祉施設等)の分布状況 住居がまとまって存在する地域の分布状況 用途地域のうち住居専用地域 悪臭防止法の規制地域の指定及び規制基準の設定状況 	<ul style="list-style-type: none"> 環境アセスメントデータベース(EADAS)(https://www2.env.go.jp/eiadb/eibids/) 「国土数値情報(学校)」「(国土交通省)」 「国土数値情報(医療機関)」「(国土交通省)」 「国土数値情報(福祉施設)」「(国土交通省)」 地形図、国土基本図、土地条件図 国土地理院(https://maps.gsi.go.jp/) 市町の都市計画部に確認 環境アセスメントデータベース(EADAS)(https://www2.env.go.jp/eiadb/eibids/) 各市町村環境部局 	<ul style="list-style-type: none"> 基準の確認、悪臭対策など、事業計画の認定時に求められる「地域の環境の保全のための取組」を踏まえた上で、促進区域を設定すること。 	<ul style="list-style-type: none"> 環境配慮が特に必要な施設(学校、病院、福祉施設等)や住宅とバイオマス発電施設までの距離については、施設の規模・性能、使用する燃料及び排ガスの臭気等の事業特性や、バイオマス発電所の地域特性(地形、気象条件)に応じて十分な離隔距離を設けるとともに、周辺への環境影響の低減を図ること。 悪臭による影響が懸念される場合には、燃料及び排ガスからの臭気の除去・脱臭装置等を設置するなど十分な悪臭対策を講じること。 特に住居専用地域は、良好な住環境を守るための地域として設定されていることを踏まえ、悪臭による生活環境への影響の回避・低減に特に留意すること。 なお、バイオマス発電で発生する悪臭は複合臭気である場合があり、敷地境界での個々の悪臭物質濃度が基準値以下でも悪臭と感ずる場合が多い。このため、バイオマス発電施設の悪臭を評価する場合、排ガスの排出口や敷地境界による悪臭物質濃度に加えて臭気濃度又は臭気指数による評価も検討すること。
水の汚れによる影響	<ul style="list-style-type: none"> 取水施設の状況(上水道、工業用水、農業用水等) 漁業権の設定状況 保護水面の指定状況 	<ul style="list-style-type: none"> 環境アセスメントデータベース(EADAS)(https://www2.env.go.jp/eiadb/eibids/) 福岡県漁業管理課(海面)、水産振興課(内水面)に確認 福岡県水産振興課に確認 	<ul style="list-style-type: none"> 現況や基準、下流側における取水施設の存在の確認など、事業計画の認定時に求められる「地域の環境の保全のための取組」を踏まえた上で、促進区域を設定すること。 	<ul style="list-style-type: none"> バイオマス発電所に、水質汚濁の防止に係る技術水準及び経済性を勘案の上、できる限り環境への影響を低減するよう採用可能な水質汚濁対策を導入すること。(対象:化学的酸素要求量(COD;海城・湖沼)又は生物化学的酸素要求量(BOD;河川)、pH並びに健康項目) 特に排水先下流で漁業が行われている場合や飲用水等としての利水がある場合は、対策を徹底すること。

環境配慮事項	促進区域の設定に当たって収集すべき情報及びその収集方法		市町村が促進区域を設定するに当たっての考え方	市町村が事業計画の認定を行うに当たっての考え方 (市町村が促進区域の設定に当たって「地域の環境の保全のための取組」として位置付ける、地域の自然的社会的条件に応じて環境の保全への適正な配慮を確保するための適切な措置)
	収集すべき情報	収集方法		
水の汚れによる影響	・河川・湖沼・海域に係る水質の環境基準の類型指定地域 ・環境基準の達成状況	・福岡県HP「公害関係測定結果」 (https://www.pref.fukuoka.lg.jp/gyoseishiryu/)	・現況や基準、下流側における取水施設の存在の確認など、事業計画の認定時に求められる「地域の環境の保全のための取組」を踏まえた上で、促進区域を設定すること。	・環境基準の未達成地域等、環境が悪化し又はそのおそれがある地域の有無について確認すること。(対象:化学的酸素要求量(COD; 海域・湖沼)又は生物化学的酸素要求量(BOD; 河川)、pH並びに健康項目)
富栄養化による影響	・河川・湖沼・海域に係る水質の環境基準の類型指定地域 ・環境基準の達成状況	・福岡県HP「公害関係測定結果」 (https://www.pref.fukuoka.lg.jp/gyoseishiryu/)	・現況や基準の確認など、事業計画の認定時に求められる「地域の環境の保全のための取組」を踏まえた上で、促進区域を設定すること。	・バイオマス発電所に、富栄養化の防止に係る技術水準及び経済性を勘案の上、できる限り環境への影響を低減するよう採用可能な水質汚濁対策を導入すること。(対象:全窒素及び全燐) ・環境基準の未達成地域等、環境が悪化し又はそのおそれがある地域の有無について確認すること。(対象:全窒素及び全燐)
水温による影響	・排出先河川等の水温とバイオマス発電所からの排水と水温との差 ・漁業種の設定状況 ・保護水面の指定状況	・福岡県漁業管理課(海面)、水産振興課(内水面)に確認 ・福岡県水産振興課に確認	・河川の水温上昇による生態系や漁業への影響など、事業計画の認定時に求められる「地域の環境の保全のための取組」を踏まえた上で、促進区域を設定すること。	・排出先の河川等の流量が少ないほど、バイオマス発電所からの排水が河川等の水温を容易に上げやすく、河川等の動物・植物・生態系に重大な影響を与えるおそれがある。このため、流量が少ない河川や温排水の拡散が見込みにくい海域へ多量の温排水を排出しないよう留意すること。 ・排水先下流で漁業が行われている場合は、対策を徹底すること。
水の濁りによる影響	・漁業種の設定状況 ・保護水面の指定状況	・福岡県漁業管理課(海面)、水産振興課(内水面)に確認 ・福岡県水産振興課に確認	・漁業への影響など、事業計画の認定時に求められる「地域の環境の保全のための取組」を踏まえた上で、促進区域を設定すること。	・排水先下流で漁業が行われている場合は、対策を徹底すること。
重要な地形及び地質への影響	・注目すべき地質・地形の存在 ・自然環境保全地域(特別地区) ・県自然環境保全地域(特別地区) ・国・県が指定する地形、地質に関する天然記念物の存在	・環境アセスメントデータベース(EADAS) (https://www2.env.go.jp/eiadb/eidbds/) ・地形図、国土基本図、土地条件図 国土地理院(https://maps.gsi.go.jp/) ・自然環境保全基礎調査 ・日本の地形レッドデータブック第1、2集(日本の地形レッドデータブック作成委員会) ・産業技術総合研究所HP「地質図Navi」 ・産業技術総合研究所HP「地質図幅」 ・環境アセスメントデータベース(EADAS) (https://www2.env.go.jp/eiadb/eidbds/) ・福岡県HP「福岡県の自然公園」 (https://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/naturalpark01.html#03-00) ・国・県が指定する地形、地質に関する天然記念物の存在 (https://www.fukuoka-bunkazai.jp/frnDefault.aspx)	・学術上高い価値を有する地形、地質の存在の確認や保全など、事業計画の認定時に求められる「地域の環境の保全のための取組」を踏まえた上で、促進区域を設定すること。	・事業区域内に注目すべき地形・地質のうち極めて価値のあるものがある場合は、その周辺環境も保全し、周囲と一体的に残存させるよう事業を行うこと。 ・自然環境保全地域(特別地区)の周囲1kmの範囲については、原則として当該地の改変を避けた事業計画とすること。 ・県自然環境保全地域(特別地区)の周囲1kmの範囲については、原則として当該地の改変を避けた事業計画とすること。 ・国・県が指定する地形、地質に関する天然記念物が存在する場合は、事業区域に含めないようにすること。
土地の安定性への影響	・砂防指定地 ・地すべり防止区域 ・急傾斜地崩壊危険区域 ・土砂災害警戒区域 土砂災害特別警戒区域 ・土砂災害危険箇所 ・地域森林計画対象森林 ・山地災害危険地区 ・宅地造成工事規制区域(以下、法改正後) ・宅地造成等工事規制区域 ・特定盛土等規制区域 ・造成宅地防災区域	・環境アセスメントデータベース(EADAS) (https://www2.env.go.jp/eiadb/eidbds/) ・福岡県砂防課HP (https://sogo-bousai.pref.fukuoka.lg.jp/sabo/) ・環境アセスメントデータベース(EADAS) (https://www2.env.go.jp/eiadb/eidbds/) ・福岡県砂防課HP (https://sogo-bousai.pref.fukuoka.lg.jp/sabo/) ・環境アセスメントデータベース(EADAS) (https://www2.env.go.jp/eiadb/eidbds/) ・福岡県砂防課HP (https://sogo-bousai.pref.fukuoka.lg.jp/sabo/) ・環境アセスメントデータベース(EADAS) (https://www2.env.go.jp/eiadb/eidbds/) ・福岡県砂防課HP (https://sogo-bousai.pref.fukuoka.lg.jp/sabo/) ・福岡県農山漁村振興課に確認 ・(福岡県HP)ふくおか森林オープンデータ (https://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/forest-opendata.html) ・(福岡県HP)林地開発許可制度について (https://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/rinti-kaihatu.html) ・福岡県農村森林整備課に確認 ・(福岡県HP)福岡県の山地災害危険地区について (https://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/sanchi-map.html) ・福岡県都市計画課、政令指定都市、中核市の開発部局に確認	・土地の現況や災害履歴、災害防止策の実施など、事業計画の認定時に求められる「地域の環境の保全のための取組」を踏まえた上で、促進区域を設定すること。	・砂防指定地の上流・周辺域において事業を予定する場合には、土砂災害の発生を誘発・助長するおそれがあるため、調査の上、事業区域、事業内容及び適切な災害防止策を検討すること。 ・地すべり防止区域の上流・周辺域において事業を予定する場合には、土砂災害の発生を誘発・助長するおそれがあるため、調査の上、事業区域、事業内容及び適切な災害防止策を検討すること。 ・急傾斜地崩壊危険区域の上流・周辺域において事業を予定する場合には、土砂災害の発生を誘発・助長するおそれがあるため、調査の上、事業区域、事業内容及び適切な災害防止策を検討すること。 ・土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の上流・周辺域において事業を予定する場合には、土砂災害の発生を誘発・助長するおそれがあるため、調査の上、事業区域、事業内容及び適切な災害防止策を検討すること。 ・土砂災害危険箇所の上流・周辺域において事業を予定する場合には、土砂災害の発生を誘発・助長するおそれがあるため、調査の上、事業区域、事業内容及び適切な災害防止策を検討すること。 ・特に人家など集落の上流・周辺域の森林では、森林法の開発基準や配慮事項に基づき、森林の保全に支障を及ぼすおそれがないようにすること。 ・山地災害危険地区内及び上流・周辺域において事業を予定する場合には、山地災害の発生を誘発・助長するおそれがあるため、調査の上、事業区域、事業内容及び適切な災害防止策を検討すること。 ・事業区域が宅地造成工事規制区域である場合には、敷地造成に伴い災害が生ずるおそれがあるため、法の技術的基準に基づき、土地の安定性に支障を及ぼすおそれがないようにすること。

環境配慮事項	促進区域の設定に当たって収集すべき情報及びその収集方法		市町村が促進区域を設定するに当たっての考え方	市町村が事業計画の認定を行うに当たっての考え方 <small>市町村が促進区域の設定に当たって「地域の環境の保全のための取組」として位置付ける。地域の自然的社会的条件に応じて環境の保全への適正な配慮を確保するための適切な措置</small>
	収集すべき情報	収集方法		
土地の安定性への影響	・河川保全区域	・河川管理者へ確認	<ul style="list-style-type: none"> ・土地の現況や災害履歴、災害防止策の実施など、事業計画の認定時に求められる「地域の環境の保全のための取組」を踏まえた上で、促進区域を設定すること。 	<ul style="list-style-type: none"> ・河岸又は河川管理施設の保全上の支障の有無について、審査を行い、当該河岸又は河川管理施設の保全上の支障を生じる恐れがないようにすること。 ・事業区域内及びその周辺において、降雨などによる地すべり、崩壊、土石流等の災害が過去にあった場合には、その土地の特性を十分に認識するとともに、土地の安定性について適切に必要な調査を行い、事業実施に伴い再度災害を誘発させないように、適切な整備を行うこと。 ・斜面30度以上の斜面には、発電設備を設置しないこと。 ・事業区域に斜面30度以上の急傾斜地及びそれに隣接する土地が含まれる場合には、急傾斜地の崩壊が助長・誘発されることのないよう、適切な防止策を講じること。 ・防災重点農業用ため池及びその決壊の影響する範囲を避けた事業計画とすること。
	・土地の災害履歴	<ul style="list-style-type: none"> ・国土交通省土地保全図(災害履歴図)(https://nftp.mlit.go.jp/kokjo/tochimizu/F5/MA/540003.jpg) ・市町村の防災担当部署へ確認 		
	・斜面、高低差の状況	<ul style="list-style-type: none"> ・環境アセスメントデータベース(EADAS)(https://www2.env.go.jp/eiadb/ebidbs/) ・地形図、国土基本図、土地条件図(国土地理院(https://maps.gsi.go.jp/)) 		
	・防災重点農業用ため池	<ul style="list-style-type: none"> ・ため池データベース ・農業用ため池のハザードマップ 		
動物の重要な種及び注目すべき生息地への影響	・ラムサール条約湿地	<ul style="list-style-type: none"> ・環境省HP「日本の条約湿地」(https://www.env.go.jp/nature/ramsar/conv/RamsarSites_in_Japan.html) ・環境アセスメントデータベース(EADAS)(https://www2.env.go.jp/eiadb/ebidbs/) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ラムサール条約湿地の周囲1kmの範囲については、原則として事業区域に含めないようにすること。また、この範囲の周囲においては、鳥獣の生息の状況に著しく影響を及ぼすおそれのないよう配慮すること。 ・国指定鳥獣保護区、県指定鳥獣保護区及びそれらのそれぞれ周囲1kmの範囲内(特別保護地区を除く。)については、原則として事業区域に含めないようにすること。また、この範囲の周囲においては、鳥獣の生息の状況に著しく影響を及ぼすおそれのないよう配慮すること。 ・生息地等保護区(管理地区を除く)については、原則として事業区域に含めないようにすること。 ・左記の福岡県保健環境研究所HP「福岡県希少野生動物分布情報」(http://www.fihes.pref.fukuoka.jp/~kankyouseibutsu/gis/gis.html)で、希少動物の生息が確認されているとされるメッシュ(約1km四方の区域)において事業を計画する場合は、既存文献のほか、地域住民や専門家等から、当該区域における希少動物種の生息状況について聴取等するよう努めること。 ・また、聴取等した結果、特定の希少動物種の繁殖や重要な生息地の存在が明らか範囲がある場合は、「収集すべき情報」欄に「★」を付した種にあっては原則として当該範囲を事業区域に含めないようにすることとし、同欄に「●」を付した種(★に該当する種を除く)にあっては当該範囲を事業区域に含めないよう努めること。 ・事業区域設定後に、当該希少動物種の繁殖や重要な生息地の存在が事業区域内で判明した場合は、当該生息地及び生息に必要な環境における土地の改変の回避・低減を検討すること。また、検討の結果、事業の実施上、当該生息地及び生息に必要な環境における土地の改変が避けられない場合は、必要に応じて代償措置を検討すること。なお、代償措置を講じる場合は、回避又は低減が困難である理由を整理した上で、損なわれる環境と創出される環境について比較検討すること。 ・重要野鳥生息地(IBA)については、原則として事業区域に含めないようにすること。また、この範囲の周囲においては、鳥獣の生息の状況に著しく影響を及ぼすおそれのないよう配慮すること。 	
	・国指定鳥獣保護区(特別保護地区を除く。)	<ul style="list-style-type: none"> ・福岡県HP「福岡県鳥獣保護区等位置図」(https://www.pref.fukuoka.lg.jp/gyosei-shiryu/tyouyuuohogokuto.html) ・環境アセスメントデータベース(EADAS)(https://www2.env.go.jp/eiadb/ebidbs/) 		
	・県指定鳥獣保護区(特別保護地区を除く。)	<ul style="list-style-type: none"> ・環境アセスメントデータベース(EADAS)(https://www2.env.go.jp/eiadb/ebidbs/) 		
	・生息地等保護区(管理地区を除く)	<ul style="list-style-type: none"> ・環境省HP「生息地等保護区一覧」(https://www.env.go.jp/nature/kisho/hogoku/list.html) ・環境アセスメントデータベース(EADAS)(https://www2.env.go.jp/eiadb/ebidbs/) 		
	★国内希少野生動物種の生息・生育状況	<ul style="list-style-type: none"> ・環境省HP「国内希少野生動物種一覧」(http://www.env.go.jp/nature/kisho/domestic/list.html) 		
	★指定希少野生動物種の生息・生育状況	<ul style="list-style-type: none"> ・福岡県HP「福岡県の希少野生動物」(https://biodiversity.pref.fukuoka.lg.jp/rdb/) 		
	★国・県が指定する動物に関する天然記念物	<ul style="list-style-type: none"> ・福岡県教育庁HP「福岡県の文化財」(https://www.fukuoka-bunkazai.jp/frmDefault.aspx) 		
	●環境省レッドリスト ●福岡県レッドリスト	<ul style="list-style-type: none"> ・環境省レッドリスト ・環境省レッドデータブック ・福岡県レッドリスト ・福岡県レッドデータブック 		
	●地域の希少な動物種の生息状況	<ul style="list-style-type: none"> ・福岡県保健環境研究所HP「福岡県希少野生動物分布情報」(http://www.fihes.pref.fukuoka.jp/~kankyouseibutsu/gis/gis.html) ・国土交通省「河川水辺の国勢調査の生物調査結果」 ・環境省「自然環境保全基礎調査結果」 ・学術調査、学術論文 		
	・重要野鳥生息地	<ul style="list-style-type: none"> ・日本野鳥の会HP(https://www.wbsj.org/activity/conservation/habitat-conservation/iba/) 		
植物の重要な種及び重要な群落への影響	・生息地等保護区(管理地区を除く)【再掲】	<ul style="list-style-type: none"> ・環境省HP「生息地等保護区一覧」(https://www.env.go.jp/nature/kisho/hogoku/list.html) ・環境アセスメントデータベース(EADAS)(https://www2.env.go.jp/eiadb/ebidbs/) 	<ul style="list-style-type: none"> ・生息地等保護区及びその周囲1km(管理地区を除く)については、原則として事業区域に含めないようにすること。 ・左記の福岡県保健環境研究所HP「福岡県希少野生動物分布情報」(http://www.fihes.pref.fukuoka.jp/~kankyouseibutsu/gis/gis.html)で、希少植物の生育が確認されているとされるメッシュ(約1km四方の区域)において事業を計画する場合は、既存文献のほか、地域住民や専門家等から、当該区域における希少植物種の生育状況について聴取等するよう努めること。 ・また、聴取等した結果、特定の希少植物種の群落や重要な生育地の存在が明らか範囲がある場合は、「収集すべき情報」欄に「★」を付した種にあっては原則として当該範囲を事業区域に含めないようにすることとし、同欄に「●」を付した種(★に該当する種を除く)にあっては当該範囲を事業区域に含めないよう努めること。 ・事業区域設定後に、当該希少植物種の群落や重要な生育地の存在が事業区域内で判明した場合は、当該生育地及び生育に必要な環境における土地の改変の回避・低減を検討すること。また、検討の結果、事業の実施上、当該生育地及び生育に必要な環境における土地の改変が避けられない場合は、必要に応じて代償措置を検討すること。なお、代償措置を講じる場合は、回避又は低減が困難である理由を整理した上で、損なわれる環境と創出される環境について比較検討すること。 ・原則として当該地の改変を避けた事業計画とすること。 	
	★国内希少野生動物種の生息・生育状況【再掲】	<ul style="list-style-type: none"> ・環境省HP「国内希少野生動物種一覧」(http://www.env.go.jp/nature/kisho/domestic/list.html) 		
	★指定希少野生動物種の生息・生育状況【再掲】	<ul style="list-style-type: none"> ・福岡県HP「福岡県の希少野生動物」(https://biodiversity.pref.fukuoka.lg.jp/rdb/) 		
	★国・県が指定する植物に関する天然記念物	<ul style="list-style-type: none"> ・福岡県教育庁HP「福岡県の文化財」(https://www.fukuoka-bunkazai.jp/frmDefault.aspx) 		
	●環境省レッドリスト ●福岡県レッドリスト	<ul style="list-style-type: none"> ・環境省レッドリスト ・環境省レッドデータブック ・福岡県レッドリスト ・福岡県レッドデータブック 		
	●地域の希少な植物種の生育状況	<ul style="list-style-type: none"> ・福岡県保健環境研究所HP「福岡県希少野生動物分布情報」(http://www.fihes.pref.fukuoka.jp/~kankyouseibutsu/gis/gis.html) ・環境省「自然環境保全基礎調査結果」 ・学術調査、学術論文 		
	・植生自然度の高い区域 ・特定植物群落 ・巨樹、巨木林	<ul style="list-style-type: none"> ・環境アセスメントデータベース(EADAS)(https://www2.env.go.jp/eiadb/ebidbs/) ・自然環境保全基礎調査 		

環境配慮事項	促進区域の設定に当たって収集すべき情報及びその収集方法		市町村が促進区域を設定するに当たっての考え方	市町村が事業計画の認定を行うに当たっての考え方 <small>（市町村が促進区域の設定に当たって「地域の環境の保全のための取組」として位置付ける、地域の自然的社会的条件に応じて環境の保全への適正な配慮を確保するための適切な措置）</small>
	収集すべき情報	収集方法		
地域を特徴づける生態系への影響	<ul style="list-style-type: none"> ・自然環境保全地域（特別地区） ・県自然環境保全地域（特別地区） ・重要里地山 ・重要湿地 ・生物多様性重要地域 ・自然再生事業の対象となる区域 ・保護林 ・緑の回廊 	<ul style="list-style-type: none"> ・環境アセスメントデータベース(EADAS) (https://www2.env.go.jp/eiadb/ebidbs/) ・福岡県HP「福岡県の自然公園」 (https://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/naturalpark01.html#03-00) ・環境アセスメントデータベース(EADAS) (https://www2.env.go.jp/eiadb/ebidbs/) ・環境アセスメントデータベース(EADAS) (https://www2.env.go.jp/eiadb/ebidbs/) ・環境アセスメントデータベース(EADAS) (https://www2.env.go.jp/eiadb/ebidbs/) ・九州森林管理局 	<ul style="list-style-type: none"> ・当該区域を促進区域に設定する場合は、その設定に当たり、事業計画の認定時に求められる「地域の環境の保全のための取組」を踏まえた上で、促進区域を設定すること。 	<ul style="list-style-type: none"> ・自然環境保全地域（特別地区）の周囲1kmの範囲については、原則として当該地の改変を避けた事業計画とすること。 ・県自然環境保全地域（特別地区）の周囲1kmの範囲については、原則として当該地の改変を避けた事業計画とすること。 ・原則として当該地の改変を避けた事業計画とすること。 ・原則として当該地の改変を避けた事業計画とすること。 ・原則として当該地の改変を避けた事業計画とすること。
主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観への影響	<ul style="list-style-type: none"> ・国立/国定公園（特別保護地区、海域公園地区、第1種特別地域以外の地区） ・県立自然公園（特別保護地区、海域公園地区、第1種特別地域以外の地区） ・国立/国定公園、県立自然公園の利用施設に位置づけられている眺望点 ・九州自然歩道 ・風致地区 ・景観計画の対象区域 ・緑地保全地域 ・特別緑地保全地区 ・伝統的建造物群保存地区 ・重要文化的景観 ・史跡・名勝・天然記念物指定地 ・世界遺産 	<ul style="list-style-type: none"> ・環境アセスメントデータベース(EADAS) (https://www2.env.go.jp/eiadb/ebidbs/) ・福岡県HP「福岡県の自然公園」 (https://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/naturalpark01.html) ・環境アセスメントデータベース(EADAS) (https://www2.env.go.jp/eiadb/ebidbs/) ・地方環境事務所 ・福岡県HP「九州自然歩道福岡県内コースマップ」 (https://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/kyusuhusizenhodo-map.html) ・福岡県HP「都市計画法開発許可制度」 (https://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/kaihatsu1.html) ・福岡県都市計画課に確認 ・市町村が策定している景観計画については、各市町村に確認 ・福岡県HP「景観、美しいまちづくり」 (https://www.pref.fukuoka.lg.jp/life/2/49/220/) ・福岡県HP「都市計画法開発許可制度」 (https://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/kaihatsu1.html) ・各市町村HP ・市町村の文化財行政担当部署へ確認 ・福岡県文化振興課九州国立博物館・世界遺産室へ確認 ・「神宿る島」宗像・沖ノ島と関連遺産群保存活用協議会HP「守り伝えるための各種計画」 (https://www.okinoshima-heritage.jp/protects/plan) ・宗像市HP「宗像市景観計画」 (https://www.city.munakata.lg.jp/w028/040/060/400/20150316170159.html) ・福津市HP「福津市景観計画」 (https://www.city.fukutsu.lg.jp/soshiki/toshiki/anri/kaihatsu_kenchiku/2/1/1/1988.html) ・産業遺産国民会議HP「管理保全の一般方針及び戦略的枠組み」 (http://www.japansmeijiindustrialrevolution.com/conservation/framework.html) ・北九州市HP「北九州市景観計画」 (https://www.city.kitakyushu.lg.jp/ken-to/30100084.html) ・大牟田市HP「大牟田市景観計画」 (https://www.city.omuta.lg.jp/hp/kiji/pub/detail.aspx?c_id=5&id=542&class_set_id=1&class_id=82) ・中間市HP「中間市景観計画」 (https://www.city.nakama.lg.jp/gyose/zaisekai/kaku/keikan/keikan.html) 	<ul style="list-style-type: none"> ・当該区域を促進区域に設定する場合は、その設定に当たり、事業計画の認定時に求められる「地域の環境の保全のための取組」を踏まえた上で、促進区域を設定すること。 	<ul style="list-style-type: none"> ・国立/国定公園及びその周囲1kmの範囲（特別保護地区、海域公園地区、第1種特別地域の地区を除く）においては、主要な展望地から展望する場合の著しい妨げにならず、また、山稜線を分断する等眺望の対象に著しい支障を及ぼすものでないこと、かつ、色彩及び形態がその周辺の風致又は景観と著しく不調和でないこと。 ・県立自然公園及びその周囲1kmの範囲（特別保護地区、海域公園地区、第1種特別地域の地区を除く）においては、主要な展望地から展望する場合の著しい妨げにならず、また、山稜線を分断する等眺望の対象に著しい支障を及ぼすものでないこと、かつ、色彩及び形態がその周辺の風致又は景観と著しく不調和でないこと。 ・事業の実施に先立ち、必要に応じて調査を行い、必要な措置を講ずること。 ・事業予定地に風致地区及びその周囲1kmの範囲内を含み、「建築物の建築その他工作物の建設」、「建築物等の色彩の変更」、「宅地の造成」、「木竹の伐採」等の行為を行う場合には、建築物・工作物の高さや色彩、土地の形質などについて、風致景観等に配慮した事業計画とすること。 ・事業予定地に景観計画の対象区域を含む場合には、景観計画所定の手続きに留意し、かつ、景観形成基準への適合等、景観に配慮した事業計画とすること。 ・景観計画区域内の重点区域については、景観への影響を鑑み、事業の計画段階において、関係自治体と協議を行うこと。 ・事業予定地に緑地保全地域、特別緑地保全地区及びそれらの周囲1kmの範囲内を含み、「建築物その他工作物の新築、改築又は増築」、「宅地の造成、土地の開墾、土石の採取、鉱物の採掘その他の土地の形質の変更」、「木竹の伐採」等の行為を行う場合には、建築物・工作物の高さや土地の形質などについて、周辺の緑地等の保全に配慮した事業計画とすること。 ・文化財保護法、文化財保護条例で指定又は選定されている文化財については、文化財の現状変更の他、指定範囲内外における保存に影響を及ぼす行為についても許可が必要となっている場合があり、左記の地区等（景観に関連する文化財で面的な広がりや有する文化的景観等）が存在する場合には、眺望点や主要な眺望方向の設定において留意すること。 ・世界遺産（世界文化遺産/世界自然遺産）のみならず、その資産範囲周辺に設定される緩衝地帯及びその近傍であっても、事業によって世界遺産に何らかの影響を及ぼすことがないよう、事業の計画段階において、関係自治体と協議を行うこと。

環境配慮事項	促進区域の設定に当たって収集すべき情報及びその収集方法		市町村が促進区域を設定するに当たっての考え方	市町村が事業計画の認定を行うに当たっての考え方 市町村が促進区域の設定に当たって「地域の環境の保全のための取組」として位置付ける、地域の自然的社会的条件に応じて環境の保全への適正な配慮を確保するための適切な措置
	収集すべき情報	収集方法		
<p>主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観への影響</p> <p>主要な人と自然との触れ合いの活動の場への影響</p>	<p>・眺望点、眺望景観</p> <p>・自然海浜保全地区</p> <p>・九州自然歩道</p> <p>・キャンプ場、海水浴場、釣り場、潮干狩り場、散策路・登山道等の自然との触れ合いの活動の場の状況</p>	<p>・環境アセスメントデータベース(EADAS) (https://www2.env.go.jp/eiadb/eiadb/)</p> <p>・福岡県観光情報公式サイト「クロスロードふくおか」 (https://www.crossroadfukuoka.jp/)</p> <p>・観光便覧、観光パンフレット</p> <p>・福岡県HP「福岡県の自然公園」 (https://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/naturalpark01.html#03-00)</p> <p>・福岡県自然環境課HP「九州自然歩道福岡県内コースマップ」 (https://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/kyushuhusizenhodo-map.html)</p> <p>・環境アセスメントデータベース(EADAS) (https://www2.env.go.jp/eiadb/eiadb/)</p> <p>・福岡県観光情報公式サイト「クロスロードふくおか」 (https://www.crossroadfukuoka.jp/)</p> <p>・観光便覧、観光パンフレット</p>	<p>・当該区域を促進区域に設定する場合は、その設定に当たり、事業計画の認定時に求められる「地域の環境の保全のための取組」を踏まえた上で、促進区域を設定すること。</p> <p>・当該区域を促進区域に設定する場合は、その設定に当たり、事業計画の認定時に求められる「地域の環境の保全のための取組」を踏まえた上で、促進区域を設定すること。</p>	<p>・眺望点や眺望景観を含む場合には、眺望点や眺望景観に配慮した事業計画とすること。</p> <p>・自然海浜保全地区及びその周囲1kmの範囲内の改変を避けた、又は改変面積をできる限り小さくした事業計画とすること。</p> <p>・当該歩道の改変を避けた、又は改変面積をできる限り小さくした事業計画とすること。</p> <p>・事業区域内に人と自然との触れ合いの活動の場が含まれる場合は、その改変面積をできるだけ小さくすること。</p>
<p>その他福岡県が必要と判断するもの</p>	<p>・都市計画法に基づく地区計画の区域</p> <p>・土壌汚染対策法に基づく要措置区域、形質変更時要届出区域</p> <p>・廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく指定区域</p> <p>・港湾区域、港湾隣接地域</p> <p>・海岸保全区域</p> <p>・周知の埋蔵文化財包蔵地</p> <p>・災害時の避難所や災害廃棄物の仮置場など、市町村の計画等で緊急時のために確保している場所等</p> <p>・バイオマス発電設備のFIT・FIP認定設備の位置等</p> <p>・設置後の維持管理計画の検討</p> <p>・事業終了後の撤去・処分計画の検討</p>	<p>・市町の都市計画部に確認</p> <p>・環境アセスメントデータベース(EADAS) (https://www2.env.go.jp/eiadb/eiadb/)</p> <p>・福岡県環境保全課に確認</p> <p>・福岡県HP「要措置区域及び形質変更時要届出区域の指定状況」 (https://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/dojokuiki.html)</p> <p>・福岡県廃棄物対策課に確認</p> <p>・福岡県港湾課に確認</p> <p>・福岡県港湾課に確認</p> <p>・市町村の文化財行政担当部署へ確認</p> <p>・市町村の関係部局に確認</p> <p>・資源エネルギー庁HP「事業計画認定情報公表用ウェブサイト」 (https://www.fit-portal.go.jp/PublicInfo/)</p> <p>-</p> <p>-</p> <p>・地形図</p>	<p>・当該区域を促進区域に設定する場合は、その設定に当たり、事業計画の認定時に求められる「地域の環境の保全のための取組」を踏まえた上で、促進区域を設定すること。</p> <p>・複数の設備による複合的な影響を確認するため、事業計画の認定時に求められる「地域の環境の保全のための取組」を踏まえた上で、促進区域を設定すること。</p> <p>・維持管理や撤去・処分の計画など、事業計画の認定時に求められる「地域の環境の保全のための取組」を踏まえた上で、促進区域を設定すること。</p> <p>・地形の状況を確認し、事業計画の認定時に求められる「地域の環境の保全のための取組」を踏まえた上で、促進区域を設定すること。</p>	<p>・事業区域が地区計画の区域内である場合には、地区計画で定められた目標・方針及び地区整備計画に従い、事業実施に当たって適切な配慮を行うこと。</p> <p>・要措置区域内で事業を行う場合には、土壌汚染対策法第9条各号に該当するか確認をし、該当しない場合には土地の形質の変更を伴う工事は行わないこと。</p> <p>・廃棄物最終処分場跡地において、掘削等土地の形質の変更に伴う生活環境保全上の支障(廃棄物の飛散・流出、ガスの発生公共の水域又は地下水への汚染等)が生ずることがないよう事業実施に当たって適切な配慮を行うこと。</p> <p>・事業区域が港湾区域または港湾隣接地域である場合には、港湾の開発、利用又は保全に著しく支障を及ぼすおそれがないようにすること。</p> <p>・事業区域が海岸保全区域である場合には、津波、高潮、波浪、その他海水または地盤の変動による被害から海岸を防護する海岸保全施設に支障を及ぼすおそれがないようにすること。</p> <p>・周知の埋蔵文化財包蔵地における届出又は通知の対象行為への該当の有無等について、事業の計画段階において関係市町村と協議を行うこと。</p> <p>・事業予定地が埋蔵文化財包蔵地である場合には、影響を及ぼすことがないようにすることが望ましいが、やむを得ず影響が及ぶ場合には発掘調査等の措置を行うこと。</p> <p>・計画等で定めた当該地の目的・用途に支障が生じないようにすること。</p> <p>・既存設備、または今後の事業計画に近接する場合には、それらを含めた一体の事業と捉え、必要に応じて適切な環境配慮を講じること。</p> <p>・検討した環境配慮の対策について定期的に状態を確認するなど、適切な維持管理計画及び体制を検討すること。</p> <p>・廃棄物処理法等の関係法令や既存のガイドライン等を確認し、事業終了後における施設・設備の適切な撤去・処分について計画を検討すること。</p> <p>・地形の状況を把握し、次の確認を行うこと。 【大気質】大気質に影響を与える可能性のある平地、山地の別、海域や河川との位置関係や盆地地形等の有無 【悪臭】悪臭の拡散に影響を与える可能性のある平地、山地の別、海域や河川との位置関係や盆地地形等の有無の確認 【騒音】平地、山地の別など、騒音の伝搬に影響を与える条件の有無の確認</p>

5 地域脱炭素化促進事業への活用が想定される箇所に係る例示

地域の資源や特性を活かした再生可能エネルギーの最大限の導入に向け、地域脱炭素化促進事業の実施が想定される箇所を例示します。

(1) 太陽光発電

ア 建築物

想定される箇所	内容
公共施設	地方公共団体として、脱炭素化に率先して取り組むため
住宅・建築物	エネルギーの需要地であるとともに、多くの場所で活用が見込まれるため
教育関連施設（大学等）	エネルギーの大きな需要地であるとともに、大きな屋根や敷地、駐車場を有している場合が多い場所であるため
大型商業施設	

イ 土地

想定される箇所	内容
公共遊休地	地方公共団体として、施設廃止後、十分に活用されていない土地等の積極的な活用に率先して取り組むため
低未利用地	削減目標を達成するためには、十分に活用されていない土地の積極的な活用が必要なため
ゴルフ場跡地	既に開発済みであり、周辺に工事用道路として活用可能な道路や送電設備も整備されるなど、環境に影響を及ぼすおそれが少ないと見込まれる場所であるため
工場跡地	産業や雇用創出のため、まずは工場や事業所の立地が望まれる箇所であるが、既に開発済みであり、周辺に工事用道路として活用可能な道路や送電設備も整備されるなど、環境に影響を及ぼすおそれが少ないと見込まれる場所であるため
農用地区域外での農業上の再生利用が困難な荒廃農地	農業委員会により農地ではないと判断された農用地区域外の非農地であるため。
土壌汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域	環境に影響を及ぼすおそれが少ないと見込まれる場合に限り、その活用が想定されるため ※活用にあたっては、各法律において手続きが必要
廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく指定区域	

6 地域の脱炭素化のための取組の例示（イメージ：国マニュアルから抜粋）

地域脱炭素化促進施設の整備を通じて得られたエネルギーや利益等を活用し、市町村内での温室効果ガスの排出削減等に貢献する取組について例示します。

部門	取組
エネルギー等	地域脱炭素化促進施設から得られた電気・熱を区域の住民・事業者に供給する取組（地方公共団体出資の地域新電力との連携等）
家庭・業務	住宅・建築物の省エネ性能等の向上
運輸	ゼロカーボン・ドライブ（再エネ電気×EV/PHEV/FCV）
	EV 充電設備の整備等の街づくりへの貢献
	コンパクト・プラス・ネットワーク等による脱炭素型まちづくり
廃棄物	資源循環の高度化を通じた循環経済への移行
産業	食料・農林水産業の生産力向上と持続性の両立
吸収源対策	地域の森林整備などの CO2 吸収源対策
その他	地域脱炭素化促進施設を活用した環境教育プログラムの提供
	バイオマス燃料の効率的な供給ルートの確保

7 地域の経済及び社会の持続的な発展に資する取組の例示（イメージ：国マニュアルから抜粋）

地域の経済活性化や地域課題の解決に貢献する取組について例示します。

地域へのメリット	取組
地域の経済活性化	域内への安価な再生可能エネルギーの供給や域内での経済循環を推進する取組
	地元の雇用創出や保守点検等の再生可能エネルギーに関する事業に係る地域の人材育成や技術の共有、教育プログラムの提供等を行う取組
	地元の事業者・地域金融機関などの事業主体・ファイナンス主体としての参画を行う取組
	再生可能エネルギーの導入とセットでデータセンター等の産業を誘致する取組
地域課題の解決	再生可能エネルギーの非常時の災害用電源としての活用や、EV シェアリング、グリーンスローモビリティの導入・活用など他の政策分野の課題解決にも活かす取組
	再生可能エネルギーに関する事業に伴う発電余熱の施設園芸への活用や、燃焼残渣物の有機肥料としての活用等の取組
	収益等を活用して高齢者の見守りサービスや移動支援等の取組
	耕作放棄地・荒廃農地の活用による獣害対策
	市町村における地域活動等の支援

8 留意事項

- ・市町村が促進区域を含めた地方公共団体実行計画を定めるにあたっては、関係部局と協議の上、地方公共団体実行計画協議会等を活用し、それぞれの地域の自然的社会的条件を踏まえつつ、地域の関係者と十分なコミュニケーションを図りながら検討を行うこと。
- ・市町村は、促進区域の設定に当たって考慮を要する環境配慮事項について、その影響が隣接する市町村へ及ぶおそれがある場合は、当該市町村の意見を求めるなど調整を行うこと。

なお、太陽光発電や風力発電など、再生可能エネルギーのポテンシャルが複数の市町村にまたがって分布している場合、関係する市町村が共同で地方公共団体実行計画を策定することも想定される。

- ・バイオマス発電により地域脱炭素化促進事業を行おうとする者は、以下の①, ②に留意した事業計画とすること。

- ① バイオマス（再生可能な生物由来の有機性資源で、化石資源を除いたもの）の既存用途へ与える影響（食料、家畜飼料や堆肥の原料など、既に活用されている用途への支障）を最小限にするように努めること。
- ② バイオマス燃料の持続可能性（合法性）について証明・認証を受けた燃料を使用するなど、持続可能性（合法性）を確保すること。

<参考：バイオマス燃料の持続可能性（合法性）についての証明・認証の例>

証明・認証	内容
RSPO（持続可能なパーム油のための円卓会議）認証	森林破壊などの悪影響を最小化しながら、持続可能なパーム油の成長と利用を促進する認証制度
FSC（森林管理協議会）認証	環境保護等の観点から適切に管理された森林で伐採された木材であることを認証する制度

第3章 基準の見直し

本計画で掲げる目標及び関連する施策の実施状況並びに本県の自然的社会的条件の状況を勘案しつつ、必要があると認めるときは、本基準の見直しを適宜行うものとします。